

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 【表紙】       |                                    |
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                             |
| 【提出日】      | 平成23年9月27日                         |
| 【計算期間】     | 第4期<br>（自 平成22年6月26日 至 平成23年6月27日） |
| 【ファンド名】    | D I A M世界環境ビジネスファンド                |
| 【発行者名】     | D I A Mアセットマネジメント株式会社              |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 中島 敬雄                      |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号                  |
| 【事務連絡者氏名】  | 大楽 信雄                              |
| 【連絡場所】     | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号                  |
| 【電話番号】     | 03-3287-3110                       |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。                        |

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として世界各国の環境関連株式への投資を通じて、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

環境関連株式とは、クリーンエネルギー関連ビジネス、水資源関連ビジネス、廃棄物処理関連ビジネス等地球環境保全に関する具体的なビジネスを展開しこれによる収益機会を有する企業の株式をいいます。

当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属します。

当ファンドの信託金限度額は、3,000億円とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### <ファンドの特色>



**環境関連ビジネスから収益を上げることが期待できる  
世界各国(含む日本)の環境関連企業の株式へ投資します。**

- 世界各国の金融商品取引所等に上場されている株式を主要投資対象とします。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 原則として、組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジは行いません。

#### 高い成長力を秘める環境ビジネス

地球温暖化など地球環境問題を取り巻く状況の変化で、地球環境関連ビジネスの成長や、付加価値の高い地球環境関連技術を有する企業の利益拡大も期待されます。

##### 【環境関連ビジネスの成長イメージ】

##### 地球環境問題

##### 政府

環境関連規制の強化や、  
問題改善に対する支援

##### 企業

環境問題改善のための  
取り組み、技術革新や商品開発

##### 消費者

環境問題への意識の高まり、  
環境に配慮した商品等の選択

##### 地球環境関連ビジネスの収益機会の拡大期待

※上記はあくまでもイメージであり、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。



**ポートフォリオ構築に当たっては、「クリーンエネルギー関連」「水資源関連」  
「廃棄物処理関連」の3つのセクターに注目します。**

- 銘柄選定に当たっては、中小型株から大型株まで幅広く投資対象とします。
- 上記3つのセクターは今後変更される場合があります。



**銘柄選定に関して、インボックス アセット マネジメントから  
投資助言を受けます。なお、運用の一部をDIAM International Ltd  
に委託します。**

| IMPAX ASSET MANAGEMENT LTD |                                          | IMPAX           |                              |
|----------------------------|------------------------------------------|-----------------|------------------------------|
| <b>設 立</b>                 | 1998年(親会社のインバックスグループは1994年設立、英国AIM※市場上場) | <b>運用総資産</b>    | 約3,061億円<br>(1米ドル=80.56円で換算) |
| <b>拠 点</b>                 | ロンドン、ワシントンDC                             | 環境関連投資に特化した運用会社 |                              |
| <b>運用体制</b>                | 23名(いずれも投資専門家)                           |                 |                              |
| ※ロンドン証券取引所が運営する新興市場        |                                          | 11/6末現在         |                              |

### インバックスグループの運用の特徴

- ▶ 1994年設立当初、環境関連ビジネスに関するコンサルティング業務(資金調達やM&Aのアドバイス等)を行う会社としてスタート。そのため、環境関連の技術や会社運営ノウハウに関する高い専門性を蓄積。
- ▶ 1999年から運用助言開始。現在23の環境関連株式ファンド、2つの環境関連プライベートエクイティファンドを運用。
- ▶ 環境に優しい企業、環境保護に貢献する企業という視点ではなく、環境変化やそれに伴う規制強化に対し、技術や製品、サービスを提供するなどのビジネスを展開し、これによって収益を上げる企業を発掘する視点が特徴。
- ▶ 欧州の調査は勿論、アジアや米国などの調査企業との提携関係を活用し、幅広い調査と情報収集を実施。

11/6末現在

### 分配方針

年1回の決算時(毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## ○ 商品分類表

| 単位型投信<br>追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|----------------|--------|-------------------|
| 単位型投信          | 国 内    | 株 式               |
|                |        | 債 券               |
|                | 海 外    | 不動産投信             |
| 追加型投信          |        | その他資産             |
|                | 内 外    | ( )               |
|                |        | 資産複合              |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## ○ 商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ○属性区分表

| 投資対象資産                                          | 決算頻度                            | 投資対象地域                               | 為替ヘッジ     |
|-------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年1回<br><br>年2回<br><br>年4回       | グローバル<br>(日本を含む)<br><br>日本<br><br>北米 | あり<br>( ) |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年6回<br>(隔月)<br><br>年12回<br>(毎月) | 欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア           |           |
| 不動産投信                                           | 日々                              | 中南米                                  |           |
| その他資産<br>( )                                    | その他<br>( )                      | アフリカ<br><br>中近東<br>(中東)              |           |
| 資産複合<br>( )                                     |                                 | エマージング                               | なし        |
| 資産配分固定型<br>資産配分変更型                              |                                 |                                      |           |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## ○属性区分定義

## 投資対象資産

「株式・一般」とは大型株、中小型株の属性にあてはまらない全てのものをいいます。

## 決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

## 投資対象地域

「グローバル（日本を含む）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会

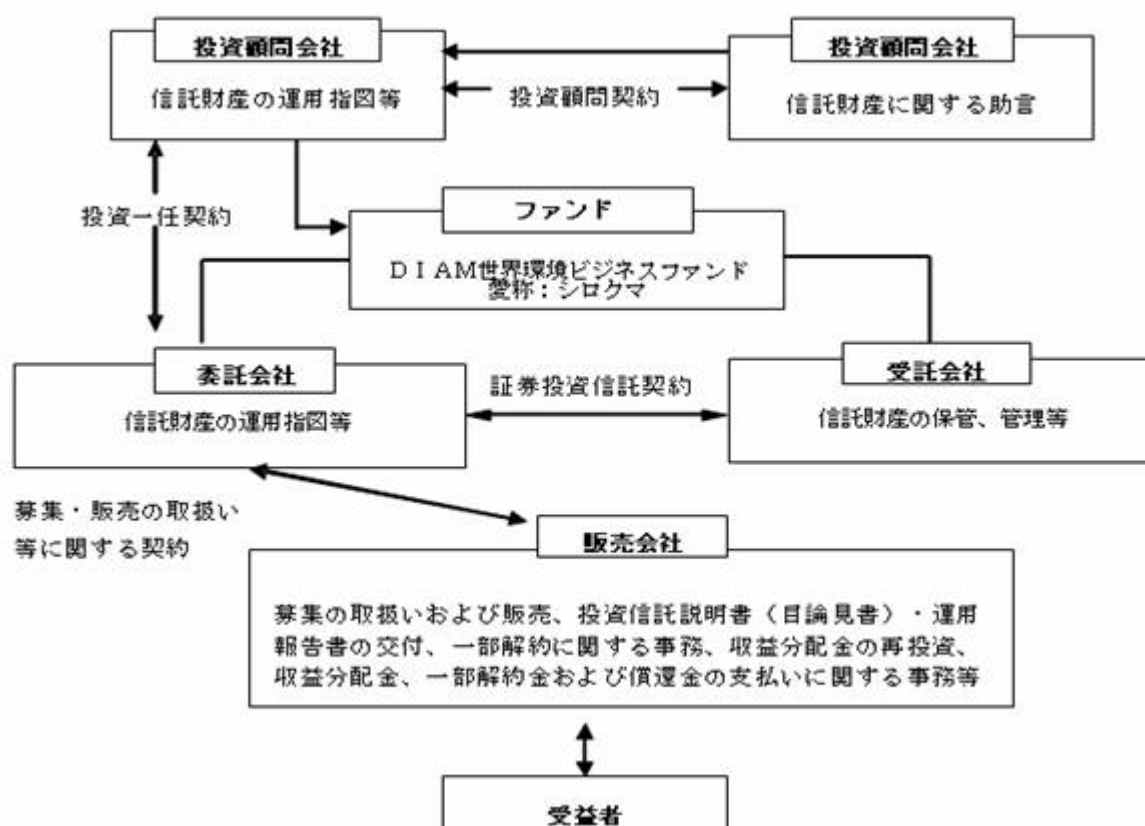
ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

## (2)【ファンドの沿革】

平成19年9月19日

信託契約締結、当初設定日、ファンドの運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】



委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

投資顧問会社：

1)DIAM International Ltd

委託会社との投資一任契約に基づき、当ファンドの信託財産の一部運用指図等を行います。

2)IMPAX ASSET MANAGEMENT LTD(以下「インパックスアセットマネジメント」または「インパックス社」といいます。)

DIAM International Ltdとの投資顧問契約に基づき、当ファンドの信託財産の運用助言を行います。

・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。  
当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。  
当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資一任契約」の概要

委託会社と投資顧問会社（DIAM International Ltd）との間においては、運用の指図に関する権限の一部を委託する契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用指図の権限委任、投資一任契約に基づく業務の内容、運用の責任等について規定したものであります。

・「投資顧問契約」の概要

DIAM International Ltdと投資顧問会社（インパックスアセットマネジメント）との間においては、運用にかかる助言契約が締結されております。

●当ファンドの投資方法●



○委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

資本金の額

20億円（平成23年6月30日現在）

## 委託会社の沿革

|            |                                                                                              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和60年7月1日  | 会社設立                                                                                         |
| 平成10年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得                                                                |
| 平成10年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可                                                                 |
| 平成11年10月日  | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 平成20年1月1日  | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更                                       |

## 大株主の状況

（平成23年6月30日現在）

| 株主名                | 住所                 | 所有株数    | 所有比率  |
|--------------------|--------------------|---------|-------|
| 第一生命保険株式会社         | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株 | 50.0% |
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号  | 12,000株 | 50.0% |

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## &lt;基本方針&gt;

この投資信託は、主として世界各国の環境関連株式への投資を通じて、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

環境関連株式とは、クリーンエネルギー関連ビジネス、水資源関連ビジネス、廃棄物処理関連ビジネス等地球環境保全に関する具体的なビジネスを展開しこれによる収益機会を有する企業の株式をいいます。

## &lt;投資態度&gt;

当ファンドは、株式運用指図に関する権限の一部をDIAM International Ltdに再委託します。また委託会社およびDIAM International Ltdは、組入銘柄の選定にあたりImpax Asset Management Ltd.から（委託会社はDIAM International Ltdを通じて）助言を受けます(\*)。

(\*)助言内容と実際のポートフォリオは必ずしも一致しない場合があります。

Impax Asset Management Ltd.は、クリーンエネルギー関連ビジネス、水資源関連ビジネス、廃棄物処理関連ビジネス等の環境関連ビジネスを展開することにより当該企業の利益が増大する可能性があると考えられる銘柄を選定します。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

原則として、組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジは行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

## (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限り、）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

運用の指図範囲等（約款第16条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受けたものを含みます。以下「委託会社」といいます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）

18. 預託証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

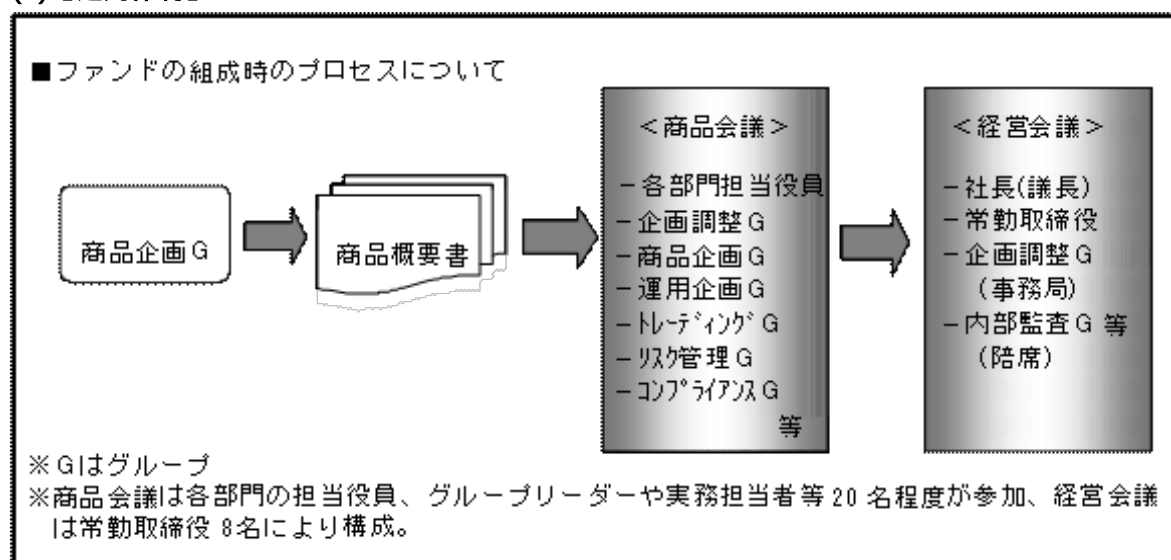
なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

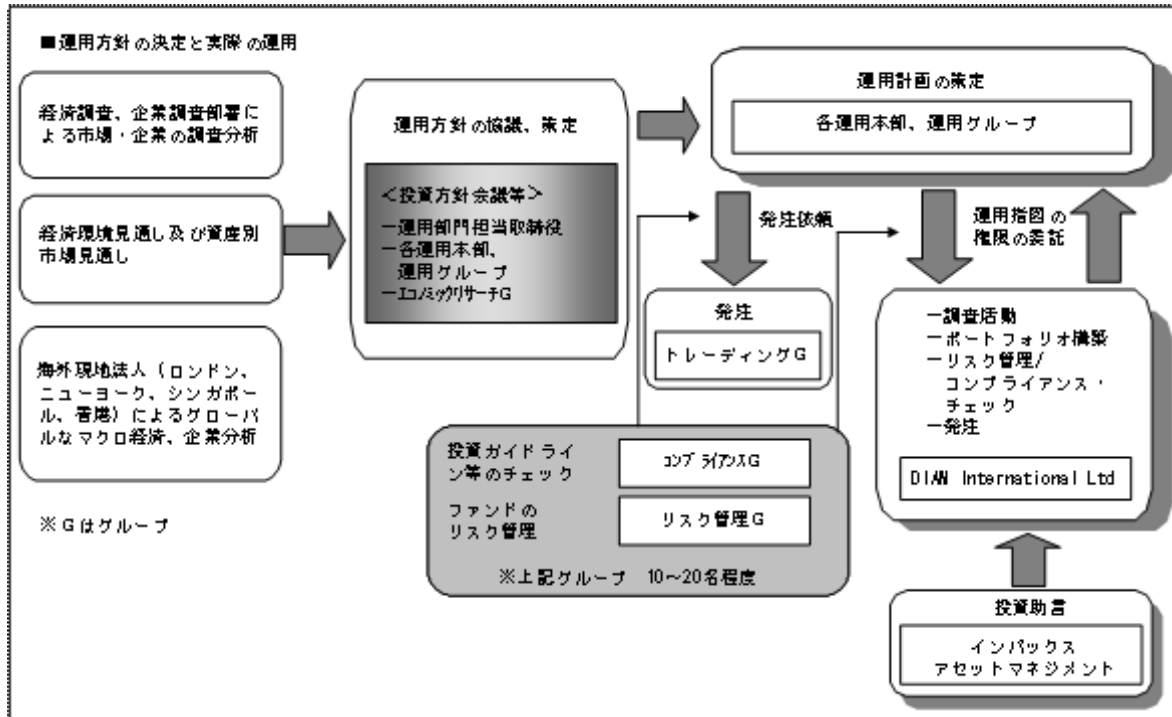
#### 金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### (3)【運用体制】





#### <ファンドの組成時のプロセスについて>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

#### <運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等に加え、投資助言先から得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループまたは、運用指図権限を委託した外部投資顧問会社で執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

DIAM International Ltdの運用体制は、以下のとおりです。

当ファンドは、信託財産の運用指図に関する権限の一部をDIAM International Ltdに委託します。

|           |                                                                                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式運用グループ  | ファンドの運用を担当し、主に日本株を除く株式の商品を運用しております。当グループでは、インパックスアセットマネジメントからの助言を受け、日本を含むアジア株以外の株式につきトレーディングを行うとともに、インパックスアセットマネジメント（助言業者）や委託会社のファンドマネジャーとのコミュニケーションを受け持ちます。 |
| ミドル・オフィス  | 週次・月次でパフォーマンスを測定し、要因分析を社内CEO以下に向けて報告するとともに、各種リスクをモニターします。                                                                                                    |
| サポート・グループ | 決済を主に担当しており、加えて執行された売買につき委託会社や日本の信託銀行への連絡を行います。                                                                                                              |

```

graph TD
    DIAM[DIAM International Ltd] --> SG[株式運用 G]
    DIAM --> KO[クオオンツ運用 G]
    DIAM --> SB[債券運用 G]
    DIAM --> MO[ミドル・オフィス]
    DIAM --> SP[サポート G]
    DIAM --> BD[ビジネス・デベロプメント G]
    SG --> SG_Box["トレーディング  
リスク・モニタリング  
助言業者、委託会社との  
コミュニケーション"]
    MO --> MO_Box["パフォーマンス  
測定・寄与度分析  
リスク分析"]
    SP --> SP_Box["決済  
執行連絡"]
  
```

上記体制は平成23年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年6月25日、休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づき収益分配を行います。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

##### 3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配方式

1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は、税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (5)【投資制限】

株式への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において原則として信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

投資する株式等の範囲（約款第20条）

1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずるものとして市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図および範囲（約款第22条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2) 上記1)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第23条）

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。 )ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第25条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. から2. の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2）上記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### 特別の場合の外貨建資産への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 外国為替予約の指図（約款第28条）

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2）上記1)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3）上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

### 資金の借入れ（約款第35条）

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

### デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

#### 基準価額の主な変動要因

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

#### 1) 株価変動リスク

当ファンドは、株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

#### 2) 個別銘柄選択リスク

当ファンドは、分散投資が行われている一般的な株式投資信託と異なり、主として環境関連企業の株式への投資を行いますので、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、当ファンドの基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、株式市場全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

#### 3) 為替リスク

当ファンドは外貨建資産を組入れ、また為替リスクに対して対円での為替ヘッジを行わないことを原則としているため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。また外貨建資産への投資は、その国の政治・経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

#### 4)信用リスク

株式や短期金融商品等の発行者が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

#### 5)流動性リスク

流動性リスクとは、株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクを言います。当ファンドでは、市場規模が小さい国の株式等に投資する場合がありますが、そのような市場では流動性に欠ける場合があります。また価格変動性が高いことから、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

#### 6)カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対する規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合等には、運用上の制約を受ける可能性があります。当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

#### 分配金に関する留意点

- 1)収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 2)受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 3)分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

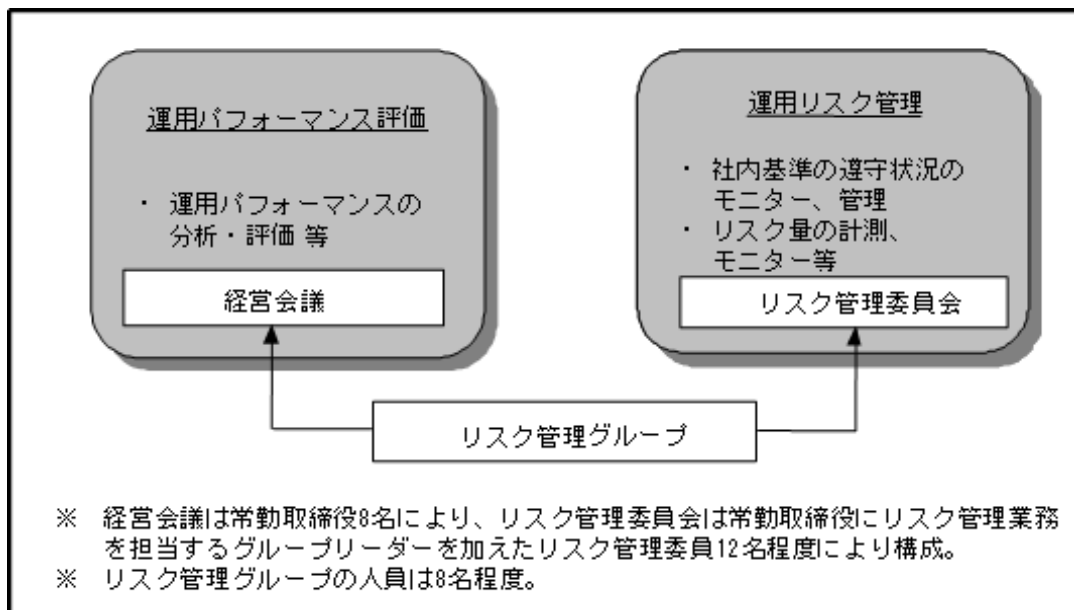
#### その他の留意点

- 1)当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 2)当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 3)委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。
- 4)委託会社は、純資産総額が10億円を下回った場合、受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

## 注意事項

- 1) 当ファンドは、株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- 2) 投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 3) 投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額とは異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 4) 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

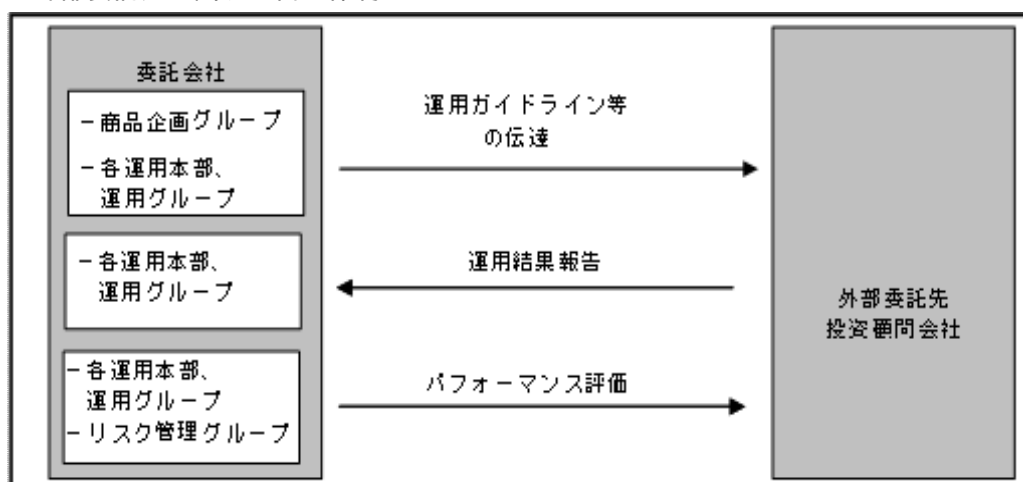
## &lt; 運用評価・運用リスク管理体制 &gt;



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

## &lt; 外部委託先に関する管理体制 &gt;



運用の外部委託先に対しては、投資一任契約に基づき、ファンドの運用目標、運用プロセス、投資対象などを伝達し、

運用ガイドライン等の徹底を図ります。運用開始後は運用外部委託先と各運用本部、運用グループが連携し、運用を実施致します。運用内容については、リスク管理グループがパフォーマンス評価・分析等を行います。

上記体制は平成23年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

お申込み時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3)【信託報酬等】

| 時期 | 項目   | 費用 |                                                         |
|----|------|----|---------------------------------------------------------|
| 毎日 | 信託報酬 | 総額 | 信託財産の純資産総額に対して<br>年率1.8165%（税抜1.73%）                    |
|    |      | 配分 | 委託会社 信託財産の純資産総額に対して<br>年率1.1025%～1.2075%（税抜1.05%～1.15%） |
|    |      |    | 販売会社 信託財産の純資産総額に対して<br>年率0.5250%～0.6300%（税抜0.50%～0.60%） |
|    |      |    | 受託会社 信託財産の純資産総額に対して<br>年率0.0840%（税抜0.08%）               |

委託会社および販売会社の信託報酬の配分については、各販売会社を基準とし、当該販売会社の取扱純資産額に応じて、以下のとおりとします。

| 各販売会社の取扱純資産額     | 委託会社               | 販売会社               |
|------------------|--------------------|--------------------|
| 350億円以下の部分       | 年率1.2075%（税抜1.15%） | 年率0.5250%（税抜0.50%） |
| 350億円超750億円以下の部分 | 年率1.1550%（税抜1.10%） | 年率0.5775%（税抜0.55%） |
| 750億円超の部分        | 年率1.1025%（税抜1.05%） | 年率0.6300%（税抜0.60%） |

- 委託会社の報酬の中には投資顧問会社である、DIAM International Ltdへの投資顧問報酬（信託財産の純資産額に対して年率0.8～0.9%（インパックスアセットマネジメントへの投資顧問報酬を含みます。））が含まれています。
- 信託報酬の総額は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁するものとします。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

#### (4) 【その他の手数料等】

##### 信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

##### その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 2) 信託財産の財務諸表監査に要する費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。
- 3) 有価証券等の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

##### ○個人の受益者に対する課税

###### 収益分配時

平成25年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

###### 一部解約時および償還時

平成25年12月31日までの間は、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

###### 損益通算について

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### ○法人の受益者に対する課税

平成25年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個別元本方式について

追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

##### < 個別元本について >

- ・ 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」および「分配金自動引き落とし投資コース」の両コースを取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・ 収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

##### < 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成23年6月30日現在

| 資産の種類               | 国名        | 時価合計（円）       | 投資比率(%) |
|---------------------|-----------|---------------|---------|
| 株式                  | 日本        | 167,708,300   | 8.22    |
|                     | 米国        | 697,538,593   | 34.18   |
|                     | 英国        | 40,614,735    | 1.99    |
|                     | スイス       | 44,584,032    | 2.18    |
|                     | アイルランド    | 106,183,275   | 5.20    |
|                     | オランダ      | 17,959,698    | 0.88    |
|                     | フランス      | 146,366,139   | 7.17    |
|                     | ドイツ       | 188,719,549   | 9.25    |
|                     | スペイン      | 38,409,806    | 1.88    |
|                     | イタリア      | 36,336,072    | 1.78    |
|                     | オーストリア    | 39,893,688    | 1.95    |
|                     | フィリピン     | 42,401,427    | 2.08    |
|                     | 香港        | 22,575,905    | 1.11    |
|                     | 韓国        | 23,182,347    | 1.14    |
|                     | 台湾        | 76,597,290    | 3.75    |
|                     | オーストラリア   | 92,201,807    | 4.52    |
|                     | ブラジル      | 29,453,614    | 1.44    |
|                     | ケイマン諸島    | 164,760,427   | 8.07    |
|                     | 英領ヴァージン諸島 | 16,081,416    | 0.79    |
|                     | 小計        | 1,991,568,119 | 97.59   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |           | 49,169,914    | 2.41    |
| 合 計 （純資産総額）         |           | 2,040,738,033 | 100.00  |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

平成23年6月30日現在

| 順位 | 銘柄名                           | 種類 | 国名      | 業種    | 株数又は<br>券面総額 | 帳簿価額      |            | 評価額       |            | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|-------------------------------|----|---------|-------|--------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------------|
|    |                               |    |         |       |              | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)  | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)  |                 |
| 1  | SCHNEIDER<br>ELECTRIC SA      | 株式 | フランス    | 電気設備  | 5,284        | 12,682.98 | 67,016,877 | 13,249.66 | 70,011,182 | 3.43            |
| 2  | NALCO HOLDING CO              | 株式 | 米国      | 化学    | 30,660       | 2,152.26  | 65,988,347 | 2,231.38  | 68,414,025 | 3.35            |
| 3  | WATTS WATER<br>TECHNOLOGIES-A | 株式 | 米国      | 機械    | 24,076       | 2,673.78  | 64,373,869 | 2,796.49  | 67,328,226 | 3.30            |
| 4  | ダイセキ                          | 株式 | 日本      | サービス業 | 39,100       | 1,589.00  | 62,129,900 | 1,625.00  | 63,537,500 | 3.11            |
| 5  | SIMS METAL<br>MANAGEMENT LTD  | 株式 | オーストラリア | 金属・鉱業 | 41,186       | 1,409.46  | 58,050,061 | 1,484.69  | 61,148,438 | 3.00            |
| 6  | YINGDE GASES                  | 株式 | ケイマン諸島  | 化学    | 836,000      | 71.76     | 59,991,694 | 72.90     | 60,945,320 | 2.99            |

|    |                                  |    |                |                               |           |           |            |           |            |      |
|----|----------------------------------|----|----------------|-------------------------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|------|
| 7  | PERKINELMER INC                  | 株式 | 米国             | ライフサイ<br>エンス・<br>ツール/<br>サービス | 27,900    | 2,097.37  | 58,516,495 | 2,165.18  | 60,408,483 | 2.96 |
| 8  | EMERSON ELECTRIC<br>CO           | 株式 | 米国             | 電気設備                          | 13,130    | 4,324.71  | 56,783,391 | 4,434.50  | 58,224,971 | 2.85 |
| 9  | ENN ENERGY<br>HOLDINGS LTD       | 株式 | ケイ<br>マン<br>諸島 | ガス                            | 214,000   | 259.77    | 55,590,459 | 271.69    | 58,142,516 | 2.85 |
| 10 | SUEZ<br>ENVIRONNEMENT SA         | 株式 | フラ<br>ンス       | 総合公益事<br>業                    | 35,347    | 1,562.15  | 55,217,344 | 1,583.77  | 55,981,383 | 2.74 |
| 11 | GEA GROUP AG                     | 株式 | ドイ<br>ツ        | 機械                            | 19,689    | 2,703.09  | 53,221,205 | 2,788.97  | 54,912,046 | 2.69 |
| 12 | 堀場製作所                            | 株式 | 日本             | 電気機器                          | 20,400    | 2,521.00  | 51,428,400 | 2,600.00  | 53,040,000 | 2.60 |
| 13 | 3M CO                            | 株式 | 米国             | コングロマ<br>リット                  | 6,720     | 7,337.55  | 49,308,334 | 7,516.77  | 50,512,696 | 2.48 |
| 14 | REPUBLIC<br>SERVICES INC         | 株式 | 米国             | 商業サービ<br>ス・用品                 | 20,138    | 2,461.46  | 49,568,835 | 2,490.52  | 50,154,102 | 2.46 |
| 15 | INFINEON<br>TECHNOLOGIES AG      | 株式 | ドイ<br>ツ        | 半導体・半<br>導体製造装<br>置           | 55,723    | 860.76    | 47,964,145 | 897.21    | 49,995,475 | 2.45 |
| 16 | COOPER<br>INDUSTRIES<br>PLC-CL A | 株式 | アイ<br>ルラ<br>ンド | 電気設備                          | 10,100    | 4,693.64  | 47,405,786 | 4,681.53  | 47,283,480 | 2.32 |
| 17 | CHINA AUTOMATION<br>GROUP LTD    | 株式 | ケイ<br>マン<br>諸島 | 機械                            | 795,000   | 55.17     | 43,858,878 | 57.45     | 45,672,591 | 2.24 |
| 18 | ABB LTD                          | 株式 | スイ<br>ス        | 電気設備                          | 21,478    | 2,014.69  | 43,271,512 | 2,075.80  | 44,584,032 | 2.18 |
| 19 | EPISTAR CORP                     | 株式 | 台湾             | 半導体・半<br>導体製造装<br>置           | 182,868   | 250.32    | 45,775,518 | 239.40    | 43,778,599 | 2.15 |
| 20 | ROGERS CORP                      | 株式 | 米国             | 電子装置・<br>機器・部品                | 11,800    | 3,632.85  | 42,867,630 | 3,699.86  | 43,658,300 | 2.14 |
| 21 | LINDE AG                         | 株式 | ドイ<br>ツ        | 化学                            | 3,057     | 13,600.18 | 41,575,738 | 13,968.22 | 42,700,855 | 2.09 |
| 22 | MANILA WATER CO<br>INC           | 株式 | フィ<br>リピン      | 水道                            | 1,224,300 | 34.60     | 42,355,883 | 34.63     | 42,401,427 | 2.08 |
| 23 | CLEAN HARBORS<br>INC             | 株式 | 米国             | 商業サービ<br>ス・用品                 | 5,076     | 8,015.68  | 40,687,600 | 8,258.68  | 41,921,055 | 2.05 |
| 24 | AMERICAN WATER<br>WORKS CO INC   | 株式 | 米国             | 水道                            | 17,400    | 2,360.55  | 41,073,486 | 2,408.18  | 41,902,261 | 2.05 |
| 25 | SIEMENS AG-REG                   | 株式 | ドイ<br>ツ        | コングロマ<br>リット                  | 3,764     | 10,791.34 | 40,618,613 | 10,922.20 | 41,111,173 | 2.01 |
| 26 | PALL CORP                        | 株式 | 米国             | 機械                            | 9,145     | 4,373.14  | 39,992,403 | 4,479.71  | 40,966,927 | 2.01 |
| 27 | INVENSYS PLC                     | 株式 | 英国             | 機械                            | 98,196    | 405.95    | 39,862,846 | 413.61    | 40,614,735 | 1.99 |

|    |                                 |    |                |                               |        |          |            |          |            |      |
|----|---------------------------------|----|----------------|-------------------------------|--------|----------|------------|----------|------------|------|
| 28 | THERMO FISHER<br>SCIENTIFIC INC | 株式 | 米国             | ライフサイ<br>エンス・<br>ツール/<br>サービス | 7,800  | 5,046.43 | 39,362,172 | 5,172.37 | 40,344,495 | 1.98 |
| 29 | ANDRITZ AG                      | 株式 | オース<br>トリア     | 機械                            | 4,733  | 8,147.25 | 38,560,949 | 8,428.84 | 39,893,688 | 1.95 |
| 30 | INGERSOLL-RAND<br>PLC           | 株式 | アイ<br>ルラ<br>ンド | 機械                            | 11,200 | 3,481.88 | 38,997,111 | 3,545.66 | 39,711,410 | 1.95 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 種類別業種別投資比率

平成23年6月30日現在

| 種類 | 国内/海外 | 業種                 | 投資比率（％） |
|----|-------|--------------------|---------|
| 株式 | 国内    | 電気機器               | 3.62    |
|    |       | サービス業              | 3.11    |
|    |       | 機械                 | 1.49    |
|    | 海外    | 機械                 | 17.59   |
|    |       | 電気設備               | 12.57   |
|    |       | 化学                 | 8.43    |
|    |       | 半導体・半導体製造装置        | 5.73    |
|    |       | 商業サービス・用品          | 5.60    |
|    |       | 水道                 | 5.57    |
|    |       | 電子装置・機器・部品         | 5.45    |
|    |       | コングロマリット           | 5.37    |
|    |       | ライフサイエンス・ツール/サービス  | 4.94    |
|    |       | 金属・鉱業              | 3.00    |
|    |       | ガス                 | 2.85    |
|    |       | 総合公益事業             | 2.74    |
|    |       | 自動車部品              | 2.71    |
|    |       | 建設関連製品             | 1.94    |
|    |       | 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 | 1.88    |
|    |       | 専門サービス             | 1.52    |
|    |       | 建設・土木              | 1.48    |
| 合計 |       |                    | 97.59   |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

直近日（平成23年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

|                    | 純資産総額<br>（百万円） |        | 1口当たり純資産額<br>（円） |        |
|--------------------|----------------|--------|------------------|--------|
|                    | 分配落            | 分配付    | 分配落              | 分配付    |
| 第1期末（平成20年6月25日現在） | 11,344         | 11,344 | 0.8707           | 0.8707 |
| 第2期末（平成21年6月25日現在） | 3,783          | 3,783  | 0.5467           | 0.5467 |
| 第3期末（平成22年6月25日現在） | 2,370          | 2,370  | 0.5681           | 0.5681 |
| 第4期末（平成23年6月27日現在） | 2,003          | 2,003  | 0.6222           | 0.6222 |
| 平成22年6月末           | 2,259          | —      | 0.5441           | —      |
| 7月末                | 2,250          | —      | 0.5657           | —      |
| 8月末                | 2,022          | —      | 0.5235           | —      |
| 9月末                | 2,170          | —      | 0.5732           | —      |
| 10月末               | 2,105          | —      | 0.5694           | —      |
| 11月末               | 2,127          | —      | 0.5941           | —      |
| 12月末               | 2,170          | —      | 0.6240           | —      |
| 平成23年1月末           | 2,152          | —      | 0.6261           | —      |
| 2月末                | 2,154          | —      | 0.6319           | —      |
| 3月末                | 2,219          | —      | 0.6650           | —      |
| 4月末                | 2,233          | —      | 0.6881           | —      |
| 5月末                | 2,095          | —      | 0.6477           | —      |
| 6月末                | 2,040          | —      | 0.6409           | —      |

## 【分配の推移】

|     | 1口当たりの分配額（円） |
|-----|--------------|
| 第1期 | -            |
| 第2期 | -            |
| 第3期 | -            |
| 第4期 | -            |

## 【収益率の推移】

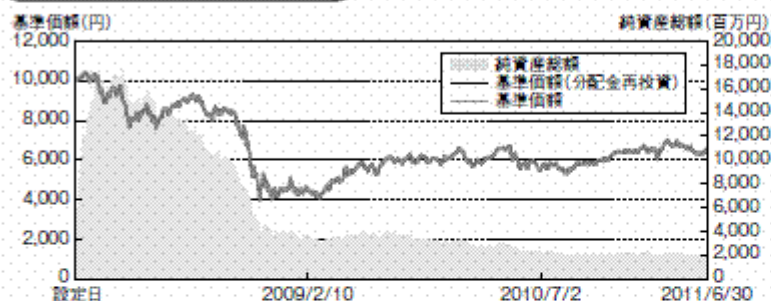
|     | 収益率（％） |
|-----|--------|
| 第1期 | 12.93  |
| 第2期 | 37.21  |
| 第3期 | 3.91   |
| 第4期 | 9.52   |

（注）収益率＝（当期分配付き基準価額—前期分配落ち基準価額）÷前期分配落ち基準価額×100

## &lt;&lt;参考情報&gt;&gt;

データの基準日:2011年6月30日

## 基準価額・純資産の推移 《設定日(2007年9月19日)～2011年6月30日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定後の税引前分配金を再投資したものと計算してありますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2007年9月19日)

※基準価額は信託報酬控除後です。

## 分配の推移(税引前)

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第1期(2008.06.25) | 0円 |
| 第2期(2009.06.25) | 0円 |
| 第3期(2010.06.25) | 0円 |
| 第4期(2011.06.27) | 0円 |
| 設定以来累計          | 0円 |

(注)分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

## ポートフォリオの状況

| 資産の種類               | 国名     | 投資比率(%) |
|---------------------|--------|---------|
| 株式                  | 米国     | 34.18   |
|                     | ドイツ    | 9.25    |
|                     | 日本     | 8.22    |
|                     | ケイマン諸島 | 8.07    |
|                     | フランス   | 7.17    |
|                     | その他    | 30.70   |
|                     | 小計     | 97.59   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |        | 2.41    |
| 合 計(純資産総額)          |        | 100.00  |

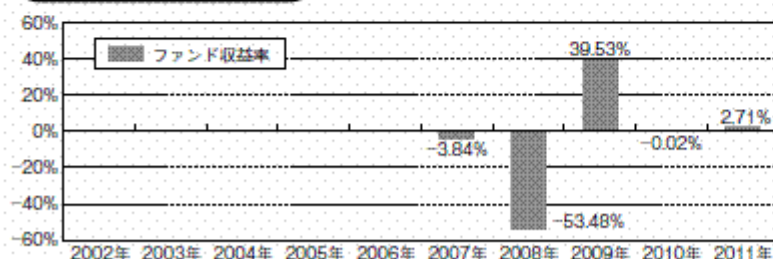
## 組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名                        | 種類 | 国名      | 業種                | 投資比率(%) |
|----|----------------------------|----|---------|-------------------|---------|
| 1  | SCHNEIDER ELECTRIC SA      | 株式 | フランス    | 電気設備              | 3.43    |
| 2  | NALCO HOLDING CO           | 株式 | 米国      | 化学                | 3.35    |
| 3  | WATTS WATER TECHNOLOGIES-A | 株式 | 米国      | 機械                | 3.30    |
| 4  | ダイセキ                       | 株式 | 日本      | サービス業             | 3.11    |
| 5  | SIMS METAL MANAGEMENT LTD  | 株式 | オーストラリア | 金属・鉱業             | 3.00    |
| 6  | YINGDE GASES               | 株式 | ケイマン諸島  | 化学                | 2.99    |
| 7  | PERKINELMER INC            | 株式 | 米国      | ライフサイエンス・ツール/サービス | 2.96    |
| 8  | EMERSON ELECTRIC CO        | 株式 | 米国      | 電気設備              | 2.85    |
| 9  | ENN ENERGY HOLDINGS LTD    | 株式 | ケイマン諸島  | ガス                | 2.85    |
| 10 | SUEZ ENVIRONNEMENT SA      | 株式 | フランス    | 総合公益事業            | 2.74    |

## 国内および海外の各組入上位5業種

| 種類 | 国内/海外 | 業種          | 投資比率(%) |
|----|-------|-------------|---------|
| 株式 | 国内    | 電気機器        | 3.62    |
|    |       | サービス業       | 3.11    |
|    |       | 機械          | 1.49    |
|    | 海外    | 機械          | 17.59   |
|    |       | 電気設備        | 12.57   |
|    |       | 化学          | 8.43    |
|    |       | 半導体・半導体製造装置 | 5.73    |
|    |       | 商業サービス・用品   | 5.60    |

## 年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算してあります。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2007年は設定日から年末までの収益率、および2011年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

#### (4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

|     | 設定口数           | 解約口数          |
|-----|----------------|---------------|
| 第1期 | 19,348,970,838 | 6,319,682,067 |
| 第2期 | 753,430,757    | 6,861,523,652 |
| 第3期 | 166,649,011    | 2,914,888,414 |
| 第4期 | 151,753,295    | 1,103,969,443 |

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ・お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）を行うことができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## ・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

## &lt;基準価額の照会方法等&gt;

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## ・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

## ・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

### ・解約のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### ・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

### ・解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金、その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

#### (3)【信託期間】

信託期間は、平成19年9月19日から平成29年9月15日までです。ただし、下記「(5) その他イ．償還規定」の場合には信託を終了する場合があります。

#### (4)【計算期間】

- 計算期間は原則として毎年6月26日から翌年6月25日までとします。
- 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

##### イ．償還規定

- 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 委託会社は上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- e. 上記d. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、上記e. の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d. からf. の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ．信託約款の変更 d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ．信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 上記d. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面に付記します。

#### ロ．信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、上記d. の規定により、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a. からe. の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手

続きは、新聞公告または書面に付記します。

h. 上記b. に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

#### 八．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

投資一任契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、いずれの当事者からも別段の意思表示がない限り、信託終了日まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ホ．運用報告書

委託会社は、毎年6月25日（休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

### 4【受益者の権利等】

#### ・収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

・償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

・一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

・帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成21年6月26日から平成22年6月25日まで）及び第4期計算期間（平成22年6月26日から平成23年6月27日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【D I A M世界環境ビジネスファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

|                  | 第 3 期<br>平成22年 6 月25日現在 | 第 4 期<br>平成23年 6 月27日現在 |
|------------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部             |                         |                         |
| 流動資産             |                         |                         |
| 預金               | 42,055,002              | 7,172,097               |
| コール・ローン          | 95,686,734              | 80,470,886              |
| 株式               | 2,270,971,578           | 1,932,019,670           |
| 未収入金             | 3,397,926               | -                       |
| 未収配当金            | 7,606,915               | 6,804,574               |
| 流動資産合計           | 2,419,718,155           | 2,026,467,227           |
| 資産合計             | 2,419,718,155           | 2,026,467,227           |
| 負債の部             |                         |                         |
| 流動負債             |                         |                         |
| 未払解約金            | 23,369,130              | 2,869,500               |
| 未払受託者報酬          | 1,186,707               | 907,126                 |
| 未払委託者報酬          | 24,476,773              | 18,710,457              |
| その他未払費用          | 111,175                 | 84,956                  |
| 流動負債合計           | 49,143,785              | 22,572,039              |
| 負債合計             | 49,143,785              | 22,572,039              |
| 純資産の部            |                         |                         |
| 元本等              |                         |                         |
| 元本               | 4,172,956,473           | 3,220,740,325           |
| 剰余金              |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金 ( ) | *3 1,802,382,103        | *3 1,216,845,137        |
| ( 分配準備積立金 )      | 25,371,467              | 45,837,510              |
| 元本等合計            | 2,370,574,370           | 2,003,895,188           |
| 純資産合計            | 2,370,574,370           | 2,003,895,188           |
| 負債純資産合計          | 2,419,718,155           | 2,026,467,227           |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                         | 第 3 期<br>自 平成21年 6 月26日<br>至 平成22年 6 月25日 | 第 4 期<br>自 平成22年 6 月26日<br>至 平成23年 6 月27日 |
|-------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 営業収益                    |                                           |                                           |
| 受取配当金                   | 44,646,526                                | 35,674,603                                |
| 受取利息                    | 114,944                                   | 75,356                                    |
| 有価証券売買等損益               | 448,802,258                               | 278,178,901                               |
| 為替差損益                   | 208,912,465                               | 76,672,444                                |
| 営業収益合計                  | 284,651,263                               | 237,256,416                               |
| 営業費用                    |                                           |                                           |
| 受託者報酬                   | 2,676,889                                 | 1,837,268                                 |
| 委託者報酬                   | * <sub>1</sub> 55,212,612                 | * <sub>1</sub> 37,895,467                 |
| その他費用                   | 2,687,099                                 | 1,576,139                                 |
| 営業費用合計                  | 60,576,600                                | 41,308,874                                |
| 営業利益                    | 224,074,663                               | 195,947,542                               |
| 経常利益                    | 224,074,663                               | 195,947,542                               |
| 当期純利益                   | 224,074,663                               | 195,947,542                               |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額      | 138,722,926                               | 33,639,552                                |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）         | 3,137,648,297                             | 1,802,382,103                             |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額          | 1,319,937,178                             | 476,296,755                               |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,319,937,178                             | 476,296,755                               |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額          | 70,022,721                                | 53,067,779                                |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 70,022,721                                | 53,067,779                                |
| 分配金                     | * <sub>2</sub> -                          | * <sub>2</sub> -                          |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）         | 1,802,382,103                             | 1,216,845,137                             |

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分                         | 第 3 期<br>自平成21年6月26日<br>至平成22年6月25日                                                                                             | 第 4 期<br>自平成22年6月26日<br>至平成23年6月27日                                                                   |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。      | 株式<br>同左                                                                                              |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法      | 為替予約取引<br>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。                                                                         | 為替予約取引<br>同左                                                                                          |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。<br><br>----- | (1)外貨建取引等の処理基準<br>同左<br><br>(2)計算期間の取扱い<br>当ファンドの計算期間は計算期間末日が休業日のため、平成22年6月26日から平成23年6月27日までとなっております。 |

(追加情報)

| 第 3 期<br>自平成21年6月26日<br>至平成22年6月25日                                                                       | 第 4 期<br>自平成22年6月26日<br>至平成23年6月27日 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。 | -----                               |

## （貸借対照表に関する注記）

| 区分                  | 第 3 期<br>平成22年6月25日現在                             | 第 4 期<br>平成23年6月27日現在                             |
|---------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| *1 期首元本額            | 6,921,195,876円                                    | 4,172,956,473円                                    |
| 期中追加設定元本額           | 166,649,011円                                      | 151,753,295円                                      |
| 期中解約元本額             | 2,914,888,414円                                    | 1,103,969,443円                                    |
| *2 計算期間末日における受益権の総数 | 4,172,956,473口                                    | 3,220,740,325口                                    |
| *3 元本の欠損            | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,802,382,103円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,216,845,137円であります。 |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区分                              | 第 3 期<br>自平成21年6月26日<br>至平成22年6月25日                                                                                                                                    | 第 4 期<br>自平成22年6月26日<br>至平成23年6月27日                                                                                                                                      |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| *1 信託財産の運用の指図に関わる権限を委託する為に要する費用 | 28,647,080円                                                                                                                                                            | 19,663,358円                                                                                                                                                              |
| *2 分配金の計算過程                     | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,314,113円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,410,508円）及び分配準備積立金（3,057,354円）より分配対象収益は26,781,975円（1万口当たり64.18円）であります。が、分配を行っておりません。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,126,728円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,662,704円）及び分配準備積立金（18,710,782円）より分配対象収益は48,500,214円（1万口当たり150.59円）であります。が、分配を行っておりません。 |

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

| 区分              | 第 3 期<br>自平成21年6月26日<br>至平成22年6月25日                                         | 第 4 期<br>自平成22年6月26日<br>至平成23年6月27日 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左                                  |

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等のリスクに晒されております。<br>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制        | 運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。                                                                                                                                                              | 同左 |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 区分                   | 第 3 期<br>平成22年6月25日現在                                                                                                              | 第 4 期<br>平成23年6月27日現在                       |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                             | 同左                                          |
| 2. 時価の算定方法           | (1)株式<br>「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。<br>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | (1)株式<br>同左<br>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>同左 |

|                            |                                                                                                                       |    |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

|     | 第 3 期<br>自平成21年6月26日<br>至平成22年6月25日 | 第 4 期<br>自平成22年6月26日<br>至平成23年6月27日 |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 種 類 | 当期の損益に<br>含まれた<br>評価差額(円)           | 当期の損益に<br>含まれた<br>評価差額(円)           |
| 株式  | 85,094,272                          | 107,029,242                         |
| 合計  | 85,094,272                          | 107,029,242                         |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

|              | 第 3 期<br>平成22年6月25日現在 | 第 4 期<br>平成23年6月27日現在 |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 1口当たり純資産額    | 0.5681円               | 0.6222円               |
| （1万口当たり純資産額） | (5,681円)              | (6,222円)              |

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

株 式

平成23年6月27日現在

| 通 貨   | 銘 柄                          | 株数     | 評価額    |               | 備考 |
|-------|------------------------------|--------|--------|---------------|----|
|       |                              |        | 単価     | 金額            |    |
| 日本円   | 栗田工業                         | 12,700 | 2,413  | 30,645,100    |    |
|       | 山武                           | 11,600 | 1,753  | 20,334,800    |    |
|       | 堀場製作所                        | 20,400 | 2,521  | 51,428,400    |    |
|       | ダイセキ                         | 39,100 | 1,589  | 62,129,900    |    |
| 日本円小計 | 銘柄数： 4                       | 83,800 |        | 164,538,200   |    |
|       | 組入時価比率： 8.21%                |        |        | (164,538,200) |    |
|       | 合計時価比率： 8.52%                |        |        |               |    |
| 米ドル   | CIA SANEAMENTO BASICO DE-ADR | 6,100  | 58.690 | 358,009.000   |    |

|           |                                         |           |         |                |  |
|-----------|-----------------------------------------|-----------|---------|----------------|--|
|           | COOPER INDUSTRIES PLC-CL A              | 10,100    | 58.140  | 587,214.000    |  |
|           | INGERSOLL-RAND PLC                      | 11,200    | 43.130  | 483,056.000    |  |
|           | CLEAN HARBORS INC                       | 5,076     | 99.290  | 503,996.040    |  |
|           | REPUBLIC SERVICES INC                   | 20,138    | 30.490  | 614,007.620    |  |
|           | PERKINELMER INC                         | 27,900    | 25.980  | 724,842.000    |  |
|           | EMERSON ELECTRIC CO                     | 13,130    | 53.570  | 703,374.100    |  |
|           | IDEX CORP                               | 8,202     | 43.490  | 356,704.980    |  |
|           | ITRON INC                               | 4,865     | 46.850  | 227,925.250    |  |
|           | JOHNSON CONTROLS INC                    | 9,800     | 39.170  | 383,866.000    |  |
|           | 3M CO                                   | 6,720     | 90.890  | 610,780.800    |  |
|           | PALL CORP                               | 9,145     | 54.170  | 495,384.650    |  |
|           | ROGERS CORP                             | 11,800    | 45.000  | 531,000.000    |  |
|           | STERICYCLE INC                          | 3,125     | 85.610  | 267,531.250    |  |
|           | THERMO FISHER SCIENTIFIC INC            | 7,800     | 62.510  | 487,578.000    |  |
|           | WATTS WATER TECHNOLOGIES-A              | 24,076    | 33.120  | 797,397.120    |  |
|           | NALCO HOLDING CO                        | 30,660    | 26.660  | 817,395.600    |  |
|           | AECOM TECHNOLOGY CORP                   | 13,900    | 26.400  | 366,960.000    |  |
|           | AMERICAN WATER WORKS CO INC             | 17,400    | 29.240  | 508,776.000    |  |
|           | HOLLYSYS AUTOMATION<br>TECHNOLOGIES LTD | 20,000    | 10.400  | 208,000.000    |  |
| 米ドル小計     | 銘柄数 : 20                                | 261,137   |         | 10,033,798.410 |  |
|           | 組入時価比率 : 40.48%                         |           |         | (811,232,601)  |  |
|           | 合計時価比率 : 41.99%                         |           |         |                |  |
| 英ポンド      | INVENSYS PLC                            | 98,196    | 3.128   | 307,157.080    |  |
| 英ポンド小計    | 銘柄数 : 1                                 | 98,196    |         | 307,157.080    |  |
|           | 組入時価比率 : 1.97%                          |           |         | (39,540,331)   |  |
|           | 合計時価比率 : 2.05%                          |           |         |                |  |
| スイスフラン    | ABB LTD                                 | 21,478    | 20.770  | 446,098.060    |  |
| スイスフラン小計  | 銘柄数 : 1                                 | 21,478    |         | 446,098.060    |  |
|           | 組入時価比率 : 2.15%                          |           |         | (43,044,002)   |  |
|           | 合計時価比率 : 2.23%                          |           |         |                |  |
| ユーロ       | ANDRITZ AG                              | 4,733     | 69.730  | 330,032.090    |  |
|           | GEA GROUP AG                            | 19,689    | 23.135  | 455,505.010    |  |
|           | SIEMENS AG-REG                          | 3,764     | 92.360  | 347,643.040    |  |
|           | LINDE AG                                | 3,057     | 116.400 | 355,834.800    |  |
|           | INFINEON TECHNOLOGIES AG                | 55,723    | 7.367   | 410,511.340    |  |
|           | EDP RENOVAVEIS SA                       | 73,053    | 4.305   | 314,493.160    |  |
|           | COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN               | 3,977     | 41.530  | 165,164.810    |  |
|           | SCHNEIDER ELECTRIC SA                   | 5,284     | 108.550 | 573,578.200    |  |
|           | SUEZ ENVIRONNEMENT SA                   | 35,347    | 13.370  | 472,589.390    |  |
|           | KINGSPAN GROUP PLC                      | 24,098    | 6.920   | 166,758.160    |  |
|           | PRYSMIAN SPA                            | 22,700    | 13.350  | 303,045.000    |  |
|           | PHILIPS ELECTRONICS NV                  | 8,989     | 16.700  | 150,116.300    |  |
| ユーロ小計     | 銘柄数 : 12                                | 260,414   |         | 4,045,271.300  |  |
|           | 組入時価比率 : 23.03%                         |           |         | (461,484,550)  |  |
|           | 合計時価比率 : 23.89%                         |           |         |                |  |
| フィリピンペソ   | MANILA WATER CO INC                     | 1,224,300 | 18.600  | 22,771,980.000 |  |
| フィリピンペソ小計 | 銘柄数 : 1                                 | 1,224,300 |         | 22,771,980.000 |  |

|                 |                            |           |            |                 |  |
|-----------------|----------------------------|-----------|------------|-----------------|--|
|                 | 組入時価比率： 2.13%              |           |            | (42,583,603)    |  |
|                 | 合計時価比率： 2.20%              |           |            |                 |  |
| 香港ドル            | XINYI GLASS HOLDING CO LTD | 282,000   | 7.650      | 2,157,300.000   |  |
|                 | ENN ENERGY HOLDINGS LTD    | 214,000   | 25.050     | 5,360,700.000   |  |
|                 | CHINA AUTOMATION GROUP LTD | 795,000   | 5.320      | 4,229,400.000   |  |
|                 | YINGDE GASES               | 836,000   | 6.920      | 5,785,120.000   |  |
| 香港ドル小計          | 銘柄数： 4                     | 2,127,000 |            | 17,532,520.000  |  |
|                 | 組入時価比率： 9.08%              |           |            | (181,987,558)   |  |
|                 | 合計時価比率： 9.42%              |           |            |                 |  |
| 韓国ウォン           | SEOUL SEMICONDUCTOR CO LTD | 10,087    | 29,700.000 | 299,583,900.000 |  |
| 韓国ウォン小計         | 銘柄数： 1                     | 10,087    |            | 299,583,900.000 |  |
|                 | 組入時価比率： 1.11%              |           |            | (22,289,042)    |  |
|                 | 合計時価比率： 1.15%              |           |            |                 |  |
| 新台湾ドル           | DELTA ELECTRONICS INC      | 113,246   | 100.000    | 11,324,600.000  |  |
|                 | EPISTAR CORP               | 182,868   | 89.400     | 16,348,399.200  |  |
| 新台湾ドル小計         | 銘柄数： 2                     | 296,114   |            | 27,672,999.200  |  |
|                 | 組入時価比率： 3.87%              |           |            | (77,484,398)    |  |
|                 | 合計時価比率： 4.01%              |           |            |                 |  |
| オーストラリアドル       | CAMPBELL BROTHERS LTD      | 8,136     | 45.430     | 369,618.480     |  |
|                 | SIMS METAL MANAGEMENT LTD  | 41,186    | 16.300     | 671,331.800     |  |
| オーストラリアドル<br>小計 | 銘柄数： 2                     | 49,322    |            | 1,040,950.280   |  |
|                 | 組入時価比率： 4.38%              |           |            | (87,835,385)    |  |
|                 | 合計時価比率： 4.55%              |           |            |                 |  |
| 合計              |                            |           |            | 1,932,019,670   |  |
|                 |                            |           |            | (1,767,481,470) |  |

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 有価証券明細表注記

## 外貨建有価証券の内訳

| 通貨        | 銘柄数     | 組入時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|-----------|---------|--------|------------|
| 米ドル       | 株式 20銘柄 | 40.48% | 41.99%     |
| 英ポンド      | 株式 1銘柄  | 1.97%  | 2.05%      |
| スイスフラン    | 株式 1銘柄  | 2.15%  | 2.23%      |
| ユーロ       | 株式 12銘柄 | 23.03% | 23.89%     |
| フィリピンペソ   | 株式 1銘柄  | 2.13%  | 2.20%      |
| 香港ドル      | 株式 4銘柄  | 9.08%  | 9.42%      |
| 韓国ウォン     | 株式 1銘柄  | 1.11%  | 1.15%      |
| 新台湾ドル     | 株式 2銘柄  | 3.87%  | 4.01%      |
| オーストラリアドル | 株式 2銘柄  | 4.38%  | 4.55%      |

(注) 「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成23年6月30日現在

| 項 目            | 金額又は口数         |
|----------------|----------------|
| 資産総額           | 2,063,992,278円 |
| 負債総額           | 23,254,245円    |
| 純資産総額（ - ）     | 2,040,738,033円 |
| 発行済数量          | 3,184,099,510口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.6409円        |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録される事により定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、社振法の定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （１）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 20億円

発行する株式総数 80,000株

発行済株式総数 24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

##### （２）会社の機構

会社の組織図

46/87

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

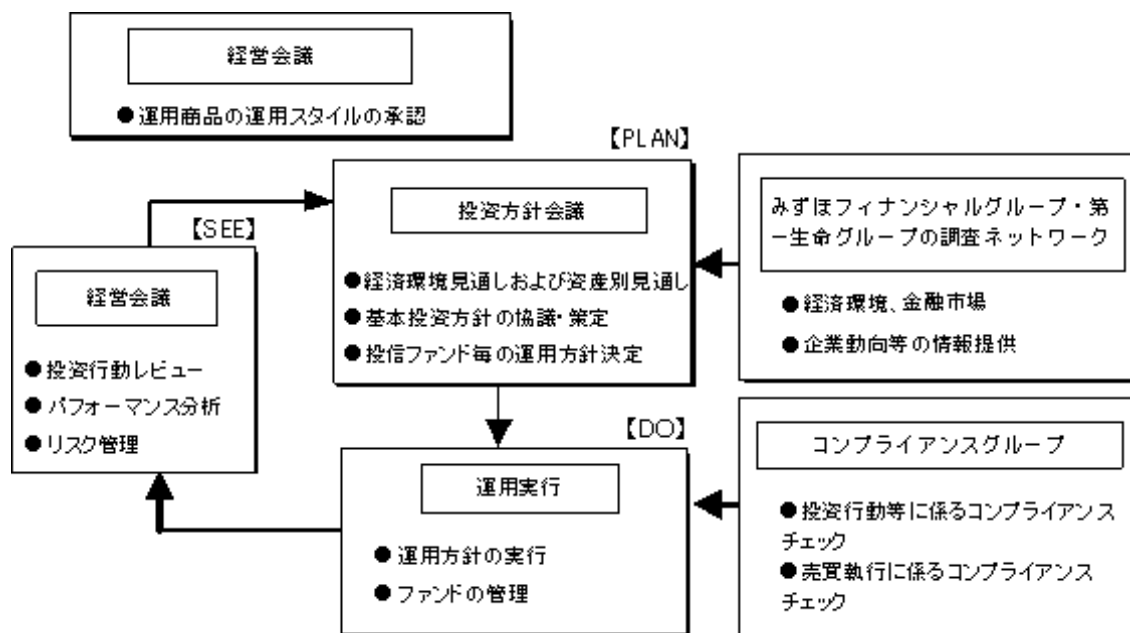
### 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成23年6月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年6月30日現在、委託会社の運用する投資信託は278本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

| 基本的性格     | 本数  | 純資産総額<br>(単位：円)   |
|-----------|-----|-------------------|
| 単位型株式投資信託 | 17  | 38,753,591,854    |
| 追加型株式投資信託 | 248 | 4,307,826,996,479 |

|               |     |                   |
|---------------|-----|-------------------|
| 単位型公社債投資信託    | 12  | 93,051,512,419    |
| 追加型公社債投資信託    | 0   | 0                 |
| 証券投資信託以外の投資信託 | 1   | 300,932,462       |
| 合計            | 278 | 4,439,933,033,214 |

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

|           | 第25期<br>（平成22年3月31日現在） | 第26期<br>（平成23年3月31日現在） |
|-----------|------------------------|------------------------|
| （資産の部）    |                        |                        |
| 流動資産      |                        |                        |
| 現金・預金     | 13,820,588             | 12,220,759             |
| 金銭の信託     | 399,833                | 5,967,344              |
| 前払費用      | 33,221                 | 27,593                 |
| 未収委託者報酬   | 3,169,323              | 2,942,180              |
| 未収運用受託報酬  | 1,000,785              | 1,061,935              |
| 未収投資助言報酬  | 2 271,577              | 2 267,240              |
| 未収収益      | 247,552                | 186,483                |
| 繰延税金資産    | 383,608                | 403,201                |
| その他       | 21,009                 | 102,404                |
| 流動資産計     | 19,347,501             | 23,179,143             |
| 固定資産      |                        |                        |
| 有形固定資産    | 599,421                | 400,967                |
| 建物        | 1 237,642              | 1 183,704              |
| 器具備品      | 1 351,237              | 1 206,306              |
| 建設仮勘定     | 10,541                 | 10,956                 |
| 無形固定資産    | 964,184                | 1,267,273              |
| 商標権       | 1 804                  | 1 510                  |
| ソフトウェア    | 1 557,870              | 1 780,190              |
| ソフトウェア仮勘定 | 397,829                | 478,971                |
| 電話加入権     | 7,148                  | 7,148                  |
| 電話施設利用権   | 1 531                  | 1 451                  |
| 投資その他の資産  | 5,247,891              | 4,252,397              |
| 投資有価証券    | 1,194,081              | 604,498                |
| 関係会社株式    | 2,161,144              | 2,457,319              |
| 繰延税金資産    | 403,908                | 402,191                |
| 長期差入保証金   | 1,187,070              | 702,696                |
| その他       | 328,612                | 85,690                 |
| 貸倒引当金     | 26,925                 | -                      |
| 固定資産計     | 6,811,497              | 5,920,638              |
| 資産合計      | 26,158,999             | 29,099,782             |

（単位：千円）

|              | 第25期<br>（平成22年3月31日現在） | 第26期<br>（平成23年3月31日現在） |
|--------------|------------------------|------------------------|
| （負債の部）       |                        |                        |
| 流動負債         |                        |                        |
| 預り金          | 119,466                | 120,910                |
| 未払金          | 1,526,031              | 1,479,756              |
| 未払収益分配金      | 7,837                  | 3,223                  |
| 未払償還金        | 96,340                 | 98,362                 |
| 未払手数料        | 1,206,815              | 1,134,992              |
| その他未払金       | 215,038                | 243,178                |
| 未払費用         | 2 1,522,325            | 2 1,226,658            |
| 未払法人税等       | 1,283,275              | 1,706,391              |
| 未払消費税等       | 113,923                | 143,728                |
| 賞与引当金        | 572,614                | 575,326                |
| その他          | 38,231                 | 10,000                 |
| 流動負債計        | 5,175,867              | 5,262,771              |
| 固定負債         |                        |                        |
| 退職給付引当金      | 488,790                | 579,063                |
| 役員退職慰労引当金    | 96,342                 | 100,260                |
| 固定負債計        | 585,133                | 679,324                |
| 負債合計         | 5,761,000              | 5,942,095              |
| （純資産の部）      |                        |                        |
| 株主資本         |                        |                        |
| 資本金          | 2,000,000              | 2,000,000              |
| 資本剰余金        | 2,428,478              | 2,428,478              |
| 資本準備金        | 2,428,478              | 2,428,478              |
| 利益剰余金        | 15,737,995             | 18,512,674             |
| 利益準備金        | 123,293                | 123,293                |
| その他利益剰余金     |                        |                        |
| 別途積立金        | 11,650,000             | 13,430,000             |
| 研究開発積立金      | 300,000                | 300,000                |
| 運用責任準備積立金    | 200,000                | 200,000                |
| 繰越利益剰余金      | 3,464,702              | 4,459,380              |
| 株主資本計        | 20,166,473             | 22,941,152             |
| 評価・換算差額等     |                        |                        |
| その他有価証券評価差額金 | 231,525                | 216,534                |
| 評価・換算差額等計    | 231,525                | 216,534                |
| 純資産合計        | 20,397,999             | 23,157,686             |
| 負債・純資産合計     | 26,158,999             | 29,099,782             |

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

|             | 第25期<br>(自 平成21年4月 1日<br>至 平成22年3月31日) |            | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) |            |
|-------------|----------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
| 営業収益        |                                        |            |                                        |            |
| 委託者報酬       | 26,734,588                             |            | 24,367,005                             |            |
| 運用受託報酬      | 4,297,349                              |            | 4,458,894                              |            |
| 投資助言報酬      | 1,027,153                              |            | 1,019,727                              |            |
| その他営業収益     | 723,055                                |            | 789,867                                |            |
| 営業収益計       |                                        | 32,782,146 |                                        | 30,635,495 |
| 営業費用        |                                        |            |                                        |            |
| 支払手数料       | 13,000,141                             |            | 10,405,593                             |            |
| 広告宣伝費       | 218,782                                |            | 272,928                                |            |
| 公告費         | 1,767                                  |            | 2,297                                  |            |
| 調査費         | 5,056,427                              |            | 4,755,890                              |            |
| 調査費         | 2,555,070                              |            | 2,611,173                              |            |
| 委託調査費       | 2,501,356                              |            | 2,144,716                              |            |
| 委託計算費       | 351,370                                |            | 338,206                                |            |
| 営業雑経費       | 679,608                                |            | 671,721                                |            |
| 通信費         | 32,088                                 |            | 30,286                                 |            |
| 印刷費         | 613,198                                |            | 585,041                                |            |
| 協会費         | 21,225                                 |            | 23,561                                 |            |
| 諸会費         | 41                                     |            | 38                                     |            |
| 支払販売手数料     | 13,054                                 |            | 32,794                                 |            |
| 営業費用計       |                                        | 19,308,097 |                                        | 16,446,637 |
| 一般管理費       |                                        |            |                                        |            |
| 給料          | 4,678,614                              |            | 4,576,265                              |            |
| 役員報酬        | 1 244,725                              |            | 1 235,289                              |            |
| 給料・手当       | 3,840,052                              |            | 3,768,114                              |            |
| 賞与          | 593,836                                |            | 572,860                                |            |
| 交際費         | 45,342                                 |            | 38,997                                 |            |
| 寄付金         | 3,450                                  |            | 13,335                                 |            |
| 旅費交通費       | 269,516                                |            | 255,190                                |            |
| 租税公課        | 85,030                                 |            | 89,571                                 |            |
| 不動産賃借料      | 791,980                                |            | 718,929                                |            |
| 退職給付費用      | 132,513                                |            | 139,773                                |            |
| 固定資産減価償却費   | 397,252                                |            | 486,987                                |            |
| 福利厚生費       | 22,233                                 |            | 20,476                                 |            |
| 修繕費         | 5,615                                  |            | 20,842                                 |            |
| 賞与引当金繰入     | 572,614                                |            | 575,326                                |            |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 45,086                                 |            | 42,036                                 |            |
| 役員退職金       | 18,129                                 |            | 13,140                                 |            |
| 機器リース料      | 2,191                                  |            | 1,951                                  |            |
| 事務委託費       | 285,449                                |            | 331,935                                |            |
| 消耗品費        | 78,753                                 |            | 70,952                                 |            |
| 器具備品費       | 2,046                                  |            | 575                                    |            |
| 諸経費         | 88,728                                 |            | 124,218                                |            |
| 一般管理費計      |                                        | 7,524,549  |                                        | 7,520,506  |
| 営業利益        |                                        | 5,949,500  |                                        | 6,668,351  |

（単位：千円）

|              | 第25期<br>（自 平成21年4月 1日<br>至 平成22年3月31日） |           | 第26期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） |           |
|--------------|----------------------------------------|-----------|----------------------------------------|-----------|
| 営業外収益        |                                        |           |                                        |           |
| 受取配当金        | 5,287                                  |           | 4 341,775                              |           |
| 受取利息         | 18,745                                 |           | 9,168                                  |           |
| 時効成立分配金      | 157                                    |           | 2,574                                  |           |
| 投資信託解約益      | 559,971                                |           | 157,213                                |           |
| 先物利益         | -                                      |           | 9,816                                  |           |
| 金銭の信託運用益     | -                                      |           | 69,014                                 |           |
| 雑収入          | 3,431                                  |           | 8,602                                  |           |
| 営業外収益計       |                                        | 587,592   |                                        | 598,165   |
| 営業外費用        |                                        |           |                                        |           |
| 為替差損         | 17,771                                 |           | 755                                    |           |
| 時効成立後支払分配金   | 444                                    |           | -                                      |           |
| 先物損失         | 719,577                                |           | -                                      |           |
| 金銭の信託運用損     | 1,116                                  |           | -                                      |           |
| 雑損失          | -                                      |           | 6,089                                  |           |
| 営業外費用計       |                                        | 738,911   |                                        | 6,844     |
| 経常利益         |                                        | 5,798,181 |                                        | 7,259,672 |
| 特別利益         |                                        |           |                                        |           |
| 貸倒引当金戻入益     | -                                      |           | 4,288                                  |           |
| 過年度損益修正益     | -                                      |           | 3, 4 105,241                           |           |
| 特別利益計        |                                        | -         |                                        | 109,530   |
| 特別損失         |                                        |           |                                        |           |
| 固定資産除却損      | 2 21,626                               |           | 2 31,419                               |           |
| 固定資産売却損      | 2,464                                  |           | 1,440                                  |           |
| 関係会社株式評価損    | -                                      |           | 3,825                                  |           |
| 特別損失計        |                                        | 24,090    |                                        | 36,684    |
| 税引前当期純利益     |                                        | 5,774,091 |                                        | 7,332,518 |
| 法人税、住民税及び事業税 |                                        | 2,508,095 |                                        | 2,885,426 |
| 法人税等調整額      |                                        | 135,267   |                                        | 7,586     |
| 法人税等合計       |                                        | 2,372,828 |                                        | 2,877,839 |
| 当期純利益        |                                        | 3,401,263 |                                        | 4,454,678 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

|          |              | 第25期<br>(自 平成21年4月 1日<br>至 平成22年3月31日) | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) |
|----------|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 株主資本     |              |                                        |                                        |
|          | 資本金          |                                        |                                        |
|          | 前期末残高        | 2,000,000                              | 2,000,000                              |
|          | 当期変動額        | -                                      | -                                      |
|          | 当期末残高        | 2,000,000                              | 2,000,000                              |
|          | 資本剰余金        |                                        |                                        |
|          | 資本準備金        |                                        |                                        |
|          | 前期末残高        | 2,428,478                              | 2,428,478                              |
|          | 当期変動額        | -                                      | -                                      |
|          | 当期末残高        | 2,428,478                              | 2,428,478                              |
|          | 利益剰余金        |                                        |                                        |
|          | 利益準備金        |                                        |                                        |
|          | 前期末残高        | 123,293                                | 123,293                                |
|          | 当期変動額        | -                                      | -                                      |
|          | 当期末残高        | 123,293                                | 123,293                                |
|          | その他利益剰余金     |                                        |                                        |
|          | 別途積立金        |                                        |                                        |
|          | 前期末残高        | 10,040,000                             | 11,650,000                             |
|          | 当期変動額        | 1,610,000                              | 1,780,000                              |
|          | 当期末残高        | 11,650,000                             | 13,430,000                             |
|          | 研究開発積立金      |                                        |                                        |
|          | 前期末残高        | 300,000                                | 300,000                                |
|          | 当期変動額        | -                                      | -                                      |
|          | 当期末残高        | 300,000                                | 300,000                                |
|          | 運用責任準備積立金    |                                        |                                        |
|          | 前期末残高        | 200,000                                | 200,000                                |
|          | 当期変動額        | -                                      | -                                      |
|          | 当期末残高        | 200,000                                | 200,000                                |
|          | 繰越利益剰余金      |                                        |                                        |
|          | 前期末残高        | 3,299,438                              | 3,464,702                              |
|          | 当期変動額        |                                        |                                        |
|          | 剰余金の配当       | 1,626,000                              | 1,680,000                              |
|          | 別途積立金の積立     | 1,610,000                              | 1,780,000                              |
|          | 当期純利益        | 3,401,263                              | 4,454,678                              |
|          | 当期末残高        | 3,464,702                              | 4,459,380                              |
|          | 利益剰余金合計      |                                        |                                        |
|          | 前期末残高        | 13,962,732                             | 15,737,995                             |
|          | 当期変動額        | 1,775,263                              | 2,774,678                              |
|          | 当期末残高        | 15,737,995                             | 18,512,674                             |
|          | 株主資本合計       |                                        |                                        |
|          | 前期末残高        | 18,391,210                             | 20,166,473                             |
|          | 当期変動額        | 1,775,263                              | 2,774,678                              |
|          | 当期末残高        | 20,166,473                             | 22,941,152                             |
| 評価・換算差額等 |              |                                        |                                        |
|          | その他有価証券評価差額金 |                                        |                                        |
|          | 前期末残高        | 1,547                                  | 231,525                                |
|          | 当期変動額（純額）    | 233,073                                | 14,991                                 |
|          | 当期末残高        | 231,525                                | 216,534                                |
| 純資産合計    |              |                                        |                                        |
|          | 前期末残高        | 18,389,662                             | 20,397,999                             |
|          | 当期変動額        | 2,008,336                              | 2,759,687                              |
|          | 当期末残高        | 20,397,999                             | 23,157,686                             |

[次へ](#)



## 重要な会計方針

| 第25期<br>(自 平成21年4月 1日<br>至 平成22年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券<br/>時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法<br/>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br/>時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法<br/>時価法</p> <p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法<br/>時価法</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）<br/>定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）<br/>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）<br/>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準<br/>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p> | <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式<br/>同左</p> <p>(2) その他有価証券<br/>時価のあるもの：同左<br/>時価のないもの：同左</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法<br/>同左</p> <p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法<br/>同左</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）<br/>同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）<br/>同左</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）<br/>同左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準<br/>同左</p> <p>6. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)<br/>当事業年度から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準委員会平成20年7月31日 企業会計基準第19号）を適用しております。<br/>なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>7. リース取引の処理方法<br/>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. 消費税等の処理方法<br/>税抜方式によっております。</p> | <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <hr/> <p>(4) 同左</p> <p>7. リース取引の処理方法<br/>同左</p> <p>8. 消費税等の処理方法<br/>同左</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 追加情報

| 第25期（平成22年3月31日現在）                                                                                               | 第26期（平成23年3月31日現在） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。</p> | <hr/>              |

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

| 第25期（平成22年3月31日現在）                         |           |           | 第26期（平成23年3月31日現在）                         |           |           |
|--------------------------------------------|-----------|-----------|--------------------------------------------|-----------|-----------|
| 1. 固定資産の減価償却累計額                            |           |           | 1. 固定資産の減価償却累計額                            |           |           |
| 建物                                         | 471,484千円 |           | 建物                                         | 484,832千円 |           |
| 器具備品                                       | 356,326千円 |           | 器具備品                                       | 499,620千円 |           |
| 商標権                                        | 6,882千円   |           | 商標権                                        | 2,428千円   |           |
| ソフトウェア                                     | 684,370千円 |           | ソフトウェア                                     | 809,403千円 |           |
| 電話施設利用権                                    | 1,065千円   |           | 電話施設利用権                                    | 1,145千円   |           |
| 2. 関係会社項目                                  |           |           | 2. 関係会社項目                                  |           |           |
| 関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 |           |           | 関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 |           |           |
| 流動資産                                       | 未収投資助言報酬  | 270,492千円 | 流動資産                                       | 未収投資助言報酬  | 266,194千円 |
| 流動負債                                       | 未払費用      | 400,075千円 | 流動負債                                       | 未払費用      | 291,628千円 |

## （損益計算書関係）

| 第25期<br>（自 平成21年4月 1日<br>至 平成22年3月31日） |             | 第26期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日）  |           |
|----------------------------------------|-------------|-----------------------------------------|-----------|
| 1. 役員報酬の限度額                            |             | 1. 役員報酬の限度額                             |           |
| 取締役                                    | 年額250,000千円 | 同左                                      |           |
| 監査役                                    | 年額 50,000千円 |                                         |           |
| 2. 固定資産除却損の内訳                          |             | 2. 固定資産除却損の内訳                           |           |
| 建物                                     | 1,199千円     | 建物                                      | 15,317千円  |
| 器具備品                                   | 15,159千円    | 器具備品                                    | 3,597千円   |
| ソフトウェア                                 | 5,267千円     | ソフトウェア                                  | 12,503千円  |
|                                        |             | 3. 過年度損益修正益の内訳                          |           |
|                                        |             | 特別利益の過年度損益修正益は、過年度の調査費の過大計上分の戻し入れであります。 |           |
|                                        |             | 4. 関係会社項目                               |           |
|                                        |             | 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。       |           |
|                                        |             | 受取配当金                                   | 331,240千円 |
|                                        |             | 過年度損益修正益                                | 105,241千円 |

## （株主資本等変動計算書関係）

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 前事業年度末<br>株式数（株） | 当事業年度<br>増加株式数（株） | 当事業年度<br>減少株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|----------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式     | 24,000           | -                 | -                 | 24,000           |
| 合計       | 24,000           | -                 | -                 | 24,000           |

## 2．配当に関する事項

## （1）配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額<br>（円） | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成21年6月29日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 1,626,000          | 67,750              | 平成21年3月31日 | 平成21年6月30日 |

## （2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の<br>総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額<br>（円） | 基準日        | 効力発生日     |
|----------------------|-----------|-----------|--------------------|---------------------|------------|-----------|
| 平成22年6月30日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 利益剰<br>余金 | 1,680,000          | 70,000              | 平成22年3月31日 | 平成22年7月1日 |

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 前事業年度末<br>株式数（株） | 当事業年度<br>増加株式数（株） | 当事業年度<br>減少株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|----------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式     | 24,000           | -                 | -                 | 24,000           |
| 合計       | 24,000           | -                 | -                 | 24,000           |

## 2．配当に関する事項

## （1）配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額<br>（円） | 基準日        | 効力発生日     |
|----------------------|-----------|--------------------|---------------------|------------|-----------|
| 平成22年6月30日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 1,680,000          | 70,000              | 平成22年3月31日 | 平成22年7月1日 |

## （2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成23年6月28日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成23年6月28日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 利益剰<br>余金 | 2,208,000          | 92,000              | 平成23年3月31日 | 平成23年6月29日 |

## (リース取引関係)

| 第25期<br>(自 平成21年4月 1日<br>至 平成22年3月31日)                                           |          |          |          | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日)                                           |          |          |          |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|----------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引<br>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 |          |          |          | 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引<br>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 |          |          |          |
|                                                                                  | 器具備品     | その他      | 合計       |                                                                                  | 器具備品     | その他      | 合計       |
| 取得価額相当額                                                                          | 90,601千円 | -        | 90,601千円 | 取得価額相当額                                                                          | 46,681千円 | -        | 46,681千円 |
| 減価償却累計額                                                                          |          |          |          | 減価償却累計額                                                                          |          |          |          |
| 相当額                                                                              | 75,063千円 | -        | 75,063千円 | 相当額                                                                              | 46,138千円 | -        | 46,138千円 |
| 期末残高相当額                                                                          | 15,538千円 | -        | 15,538千円 | 期末残高相当額                                                                          | 543千円    | -        | 543千円    |
| 未経過リース料期末残高相当額                                                                   |          |          |          | 未経過リース料期末残高相当額                                                                   |          |          |          |
|                                                                                  | 1年以内     | 1年超      | 合計       |                                                                                  | 1年以内     | 1年超      | 合計       |
| 未経過リース料                                                                          |          |          |          | 未経過リース料                                                                          |          |          |          |
| 期末残高相当額                                                                          | 15,764千円 | 586千円    | 16,350千円 | 期末残高相当額                                                                          | 586千円    | -        | 586千円    |
| 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額                                                      |          |          |          | 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額                                                      |          |          |          |
| 支払リース料                                                                           |          | 24,096千円 |          | 支払リース料                                                                           |          | 15,998千円 |          |
| 減価償却費相当額                                                                         |          | 22,727千円 |          | 減価償却費相当額                                                                         |          | 14,995千円 |          |
| 支払利息相当額                                                                          |          | 845千円    |          | 支払利息相当額                                                                          |          | 234千円    |          |
| 減価償却費相当額の算定方法<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。                              |          |          |          | 減価償却費相当額の算定方法<br>同左                                                              |          |          |          |
| 利息相当額の算定方法<br>リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。        |          |          |          | 利息相当額の算定方法<br>同左                                                                 |          |          |          |
| 2. オペレーティング・リース取引<br>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額                   |          |          |          | 2. オペレーティング・リース取引<br>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額                   |          |          |          |
|                                                                                  | 1年以内     | 1年超      | 合計       |                                                                                  | 1年以内     | 1年超      | 合計       |
|                                                                                  | 1,609千円  | 1,475千円  | 3,084千円  |                                                                                  | 1,475千円  | -        | 1,475千円  |

## （金融商品関係）

## 第25期（平成22年3月31日現在）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

## (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブは、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券及び金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託であり、為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金であります。

デリバティブ取引は、投資有価証券及び金銭の信託に係る為替及び市場価格の変動リスクの低減を目的とした為替予約取引及び株価指数先物取引等であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

|                      | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金            | 13,820,588       | 13,820,588 | -          |
| (2) 金銭の信託            | 399,833          | 399,833    | -          |
| (3) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 1,111,335        | 1,111,335  | -          |
| (4) 長期差入保証金          | 61,485           | 61,485     | -          |
| 資産計                  | 15,393,243       | 15,393,243 | -          |
| (1) 未払法人税等           | 1,283,275        | 1,283,275  | -          |
| 負債計                  | 1,283,275        | 1,283,275  | -          |
| デリバティブ取引(*)          | (38,094)         | (38,094)   | -          |

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

##### (4) 長期差入保証金

長期差入保証金として表示しているもののうち、短期間で回収されることが見込まれるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

##### (1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額82,746千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額2,161,144千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等（貸借対照表計上額1,125,584千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)長期差入保証金」には含めておりません。

## （注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|                                     | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------------------------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 預金                              | 13,819,459   | -               | -                | -            |
| (2) 投資有価証券<br>その他有価証券のうち<br>満期があるもの | -            | -               | -                | -            |
| (3) 長期差入保証金(*)                      | 61,485       | -               | -                | -            |
| 合計                                  | 13,880,945   | -               | -                | -            |

(\*) 長期差入保証金のうち、継続的に契約予定である本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等1,125,584千円は含めておりません。

## （注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

第26期（平成23年3月31日現在）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

## (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブは、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

|                      | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金            | 12,220,759       | 12,220,759 | -          |
| (2) 金銭の信託            | 5,967,344        | 5,967,344  | -          |
| (3) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 524,252          | 524,252    | -          |
| 資産計                  | 18,712,356       | 18,712,356 | -          |
| (1) 未払法人税等           | 1,706,391        | 1,706,391  | -          |
| 負債計                  | 1,706,391        | 1,706,391  | -          |

### （注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### （1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### （2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

##### （3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

#### 負 債

##### （1）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金（貸借対照表計上額702,696千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## （注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|       | 1年以内<br>（千円） | 1年超5年以内<br>（千円） | 5年超10年以内<br>（千円） | 10年超<br>（千円） |
|-------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| （1）預金 | 12,220,413   | -               | -                | -            |
| 合計    | 12,220,413   | -               | -                | -            |

## （注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

## 第25期（平成22年3月31日現在）

## 1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

## 2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 3．子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額2,161,144千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 4. その他有価証券

| 区 分                      | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額（千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円）  |
|--------------------------|----------------------------|----------|---------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  |                            |          |         |
| 株式                       | 368,968                    | 146,101  | 222,866 |
| 債券                       | -                          | -        | -       |
| その他（投資信託）                | 716,414                    | 544,802  | 171,611 |
| 小計                       | 1,085,382                  | 690,904  | 394,477 |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの |                            |          |         |
| 株式                       | -                          | -        | -       |
| 債券                       | -                          | -        | -       |
| その他（投資信託）                | 25,953                     | 30,000   | 4,047   |
| 小計                       | 25,953                     | 30,000   | 4,047   |
| 合計                       | 1,111,335                  | 720,904  | 390,430 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額82,746千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

| 売却額（千円）   | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|-----------|------------|------------|
| 2,070,000 | 563,988    | 4,017      |

## 第26期（平成23年3月31日現在）

## 1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 4. その他有価証券

| 区 分                      | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額（千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円）  |
|--------------------------|----------------------------|----------|---------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  |                            |          |         |
| 株式                       | 513,129                    | 146,101  | 367,027 |
| 債券                       | -                          | -        | -       |
| その他（投資信託）                | 3,400                      | 3,000    | 400     |
| 小計                       | 516,529                    | 149,101  | 367,427 |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの |                            |          |         |
| 株式                       | -                          | -        | -       |
| 債券                       | -                          | -        | -       |
| その他（投資信託）                | 7,723                      | 10,000   | 2,277   |
| 小計                       | 7,723                      | 10,000   | 2,277   |
| 合計                       | 524,252                    | 159,101  | 365,150 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

| 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|---------|------------|------------|
| 719,016 | 162,043    | 4,830      |

（金銭の信託関係）

## 第25期（平成22年3月31日現在）

## 1. 運用目的の金銭の信託

|            | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額（千円） | 当事業年度の損益に含まれた<br>評価差額（千円） |
|------------|----------------------------|---------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 399,833                    | 838                       |

## 2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

## 3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

第26期（平成23年3月31日現在）

## 1. 運用目的の金銭の信託

|            | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額（千円） | 当事業年度の損益に含まれた<br>評価差額（千円） |
|------------|----------------------------|---------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 5,967,344                  | 119,701                   |

## 2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

## 3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第25期（平成22年3月31日現在）

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## （1）通貨関連

| 区分        | 種類       | 第25期(平成22年3月31日現在) |                   |            |              |
|-----------|----------|--------------------|-------------------|------------|--------------|
|           |          | 契約額等<br>（千円）       | 契約額のうち<br>1年超（千円） | 時価<br>（千円） | 評価損益<br>（千円） |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引   |                    |                   |            |              |
|           | 売建       |                    |                   |            |              |
|           | 米ドル      | 22,960             | -                 | 743        | 743          |
|           | 香港ドル     | 27,416             | -                 | 264        | 264          |
|           | 豪ドル      | 101,481            | -                 | 1,076      | 1,076        |
|           | シンガポールドル | 14,547             | -                 | 154        | 154          |
| 合計        |          | 166,405            | -                 | 2,238      | 2,238        |

（注1）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## （2）株式関連

| 区分   | 種類       | 第25期(平成22年3月31日現在) |                   |            |              |
|------|----------|--------------------|-------------------|------------|--------------|
|      |          | 契約額等<br>（千円）       | 契約額のうち<br>1年超（千円） | 時価<br>（千円） | 評価損益<br>（千円） |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 |                    |                   |            |              |
|      | 売建       | 561,971            | -                 | 29,413     | 29,413       |
| 合計   |          | 561,971            | -                 | 29,413     | 29,413       |

（注2）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## (3) 不動産投資信託関連

| 区分   | 種類               | 第25期(平成22年3月31日現在) |                   |            |              |
|------|------------------|--------------------|-------------------|------------|--------------|
|      |                  | 契約額等<br>(千円)       | 契約額のうち<br>1年超(千円) | 時価<br>(千円) | 評価損益<br>(千円) |
| 市場取引 | REIT指数先物取引<br>売建 | 104,418            | -                 | 6,442      | 6,442        |
| 合計   |                  | 104,418            | -                 | 6,442      | 6,442        |

(注3) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

第26期（平成23年3月31日現在）

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

## 第25期（平成22年3月31日現在）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

|                 | 第25期<br>(平成22年3月31日現在) | (千円) |
|-----------------|------------------------|------|
| (1) 退職給付債務      | 530,305                |      |
| (2) 未認識数理計算上の差異 | 41,515                 |      |
| 退職給付引当金         | 488,790                |      |

## 3. 退職給付費用に関する事項

|                    | 第25期<br>(自 平成21年4月 1日<br>至 平成22年3月31日) | (千円) |
|--------------------|----------------------------------------|------|
| (1) 勤務費用           | 82,653                                 |      |
| (2) 利息費用           | 6,471                                  |      |
| (3) 数理計算上の差異の費用処理額 | 5,402                                  |      |
| (4) 確定拠出年金 拠出額     | 37,987                                 |      |
| 退職給付費用             | 132,513                                |      |

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                      | 第25期<br>(平成22年3月31日) |
|----------------------|----------------------|
| (1) 割引率(%)           | 1.5                  |
| (2) 退職給付見込額の期間配分方法   | 期間定額基準               |
| (3) 数理計算上の差異の処理年数(年) | 5                    |

第26期（平成23年3月31日現在）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2．退職給付債務に関する事項

第26期  
(平成23年3月31日現在) (千円)

|     |             |         |
|-----|-------------|---------|
| (1) | 退職給付債務      | 636,624 |
| (2) | 未認識数理計算上の差異 | 57,560  |
|     | 退職給付引当金     | 579,063 |

## 3．退職給付費用に関する事項

第26期  
(自 平成22年4月 1日  
至 平成23年3月31日) (千円)

|     |                |         |
|-----|----------------|---------|
| (1) | 勤務費用           | 85,216  |
| (2) | 利息費用           | 7,954   |
| (3) | 数理計算上の差異の費用処理額 | 9,383   |
| (4) | 確定拠出年金 拠出額     | 37,218  |
|     | 退職給付費用         | 139,773 |

## 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                      | 第26期<br>(平成23年3月31日) |
|----------------------|----------------------|
| (1) 割引率(%)           | 1.5                  |
| (2) 退職給付見込額の期間配分方法   | 期間定額基準               |
| (3) 数理計算上の差異の処理年数(年) | 5                    |

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 | 第25期<br>(平成22年3月31日現在) | 第26期<br>(平成23年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
|                 | (千円)                   | (千円)                   |
| 繰延税金資産          |                        |                        |
| 未払事業税           | 108,541                | 128,299                |
| 未払事業所税          | 6,290                  | 6,141                  |
| 賞与引当金           | 233,054                | 234,157                |
| 未払法定福利費         | 26,912                 | 28,823                 |
| 未払確定拠出年金掛金      | 2,712                  | 2,739                  |
| 減価償却超過額         | 17,598                 | 36,256                 |
| 減価償却超過額（一括償却資産） | 6,098                  | 3,039                  |
| 繰延資産償却超過額（税法上）  | 89,657                 | 139,027                |
| 退職給付引当金         | 198,937                | 235,678                |
| 役員退職慰労引当金       | 39,211                 | 40,806                 |
| ゴルフ会員権評価損       | 5,577                  | 5,577                  |
| 投資有価証券評価損       | 66,421                 | 763                    |
| 関係会社株式評価損       | -                      | 1,556                  |
| 貸倒引当金繰入額        | 14,840                 | -                      |
| 繰延税金資産合計        | 815,851                | 862,867                |
| 繰延税金負債          |                        |                        |
| その他有価証券評価差額金    | 28,334                 | 57,474                 |
| 繰延税金負債合計        | 28,334                 | 57,474                 |
| 差引繰延税金資産の純額     | 787,517                | 805,393                |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第25期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第26期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## （セグメント情報等）

## １．セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

## ２．関連情報

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

## （１）サービスごとの情報

|      | 投資信託<br>（千円） | 投資顧問<br>（千円） | その他<br>（千円） | 合計<br>（千円） |
|------|--------------|--------------|-------------|------------|
| 営業収益 | 24,367,005   | 5,478,622    | 789,867     | 30,635,495 |

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

## （２）地域ごとの情報

## 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## （追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

## (1)親会社及び法人主要株主等

| 属性           | 会社等の名称             | 住所              | 資本金<br>又は<br>出資金         | 事業の<br>内容又<br>は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容                               |                                     | 取引の内容                  | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目               | 期末<br>残高<br>(千円) |
|--------------|--------------------|-----------------|--------------------------|-------------------|----------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|------------------------|------------------|------------------|------------------|
|              |                    |                 |                          |                   |                            | 役員の<br>兼任等                         | 事業上<br>の関係                          |                        |                  |                  |                  |
| その他の<br>関係会社 | 第一生命<br>保険相互<br>会社 | 東京都<br>千代田<br>区 | 4,200億円<br>(基金償却<br>積立金) | 生命保<br>険業         | (被所有)<br>直接50%             | 兼務<br>1名,<br>出向<br>3名,<br>転籍<br>2名 | 資産の運<br>用及び助<br>言、当社<br>設定投信<br>の販売 | 資産運用の<br>助言の顧問<br>料の受入 | 711,279          | 未収投<br>資助言<br>報酬 | 190,025          |
|              |                    |                 |                          |                   |                            |                                    |                                     | 販売手数料<br>の支払           | 13,054           |                  |                  |
|              |                    |                 |                          |                   |                            |                                    |                                     | 保険料の支<br>払             | 6,572            |                  |                  |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

（注5）平成22年4月1日付にて、第一生命保険相互会社は、相互会社から株式会社へ組織変更しております。  
新会社の商号は、第一生命保険株式会社であります。

## (2)子会社等

| 属性  | 会社等の名称                       | 住所                          | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容又<br>は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容       |                   | 取引の内容                        | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目       | 期末<br>残高<br>(千円) |
|-----|------------------------------|-----------------------------|------------------|-------------------|----------------------------|------------|-------------------|------------------------------|------------------|----------|------------------|
|     |                              |                             |                  |                   |                            | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係        |                              |                  |          |                  |
| 子会社 | DIAM<br>International<br>Ltd | London<br>United<br>kingdom | 4,000<br>千GBP    | 資産の<br>運用         | (所有)<br>直接100%             | 兼務<br>2名   | 当社預<br>り資産<br>の運用 | 当社預り資<br>産の運用の<br>顧問料の支<br>払 | 785,924          | 未払<br>費用 | 296,169          |
|     | DIAM U.S.A.,<br>Inc.         | New York<br>U.S.A.          | 4,000<br>千USD    | 資産の<br>運用         | (所有)<br>直接100%             | 兼務<br>2名   | 当社預<br>り資産<br>の運用 | 当社預り資<br>産の運用の<br>顧問料の支<br>払 | 244,629          | 未払<br>費用 | 98,673           |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

## (3)兄弟会社等

| 属性                   | 会社等の名称                                     | 住所              | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容       |                              | 取引の内容                        | 取引金額<br>(千円) | 科目        | 期末<br>残高<br>(千円) |
|----------------------|--------------------------------------------|-----------------|------------------|-------------------|----------------------------|------------|------------------------------|------------------------------|--------------|-----------|------------------|
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係                   |                              |              |           |                  |
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | 株式会社<br>みずほ銀行                              | 東京都<br>千代田<br>区 | 7,000<br>億円      | 銀行業               | -                          | -          | 当社設定<br>投資信託<br>の販売、<br>預金取引 | 投資信託の<br>販売代行手<br>数料         | 1,434,905    | 未払手<br>数料 | 122,995          |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 預金の預入<br>(純額)                | 90,148       | 現金・<br>預金 | 412,513          |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 受取利息                         | 199          | 未収<br>収益  | -                |
|                      | 株式会社<br>みずほコ<br>ーポレー<br>ト銀行                | 東京都<br>千代田<br>区 | 14,040<br>億円     | 銀行業               | -                          | -          | 当社設定<br>投資信託<br>の販売、<br>預金取引 | 投資信託の<br>販売代行手<br>数料         | 613,204      | 未払手<br>数料 | 104,436          |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 預金の預入<br>(純額)                | 1,133,958    | 現金・<br>預金 | 12,572,634       |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 受取利息                         | 16,966       | 未収<br>収益  | 1,071            |
|                      | みずほ第<br>一フィナ<br>ンシャル<br>テクノロ<br>ジー株式<br>会社 | 東京都<br>千代田<br>区 | 2億円              | 金融<br>技術<br>研究等   | -                          | -          | 当社預り<br>資産の運<br>用            | 当社預り資<br>産の運用の<br>顧問料の支<br>払 | 247,604      | 未払<br>費用  | 113,245          |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 業務委託料<br>の支払                 | 48,770       | 未払<br>費用  | 36,277           |
|                      | 資産管理<br>サービス<br>信託銀行<br>株式会社               | 東京都<br>中央区      | 500<br>億円        | 資産管<br>理等         | -                          | -          | 当社信託<br>財産の運<br>用            | 信託元本の<br>追加<br>(純額)          | 401,000      | 金銭の<br>信託 | 399,833          |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 信託報酬の<br>支払                  | 130          |           |                  |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

## 第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

## (1)親会社及び法人主要株主等

| 属性           | 会社等の名称             | 住所              | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容                               |                 | 取引の内容                  | 取引金額<br>(千円) | 科目           | 期末<br>残高<br>(千円) |
|--------------|--------------------|-----------------|------------------|-------------------|----------------------------|------------------------------------|-----------------|------------------------|--------------|--------------|------------------|
|              |                    |                 |                  |                   |                            | 役員の<br>兼任等                         | 事業上<br>の関係      |                        |              |              |                  |
| その他の<br>関係会社 | 第一生命<br>保険株式<br>会社 | 東京都<br>千代田<br>区 | 2,102億円          | 生命保<br>険業         | (被所有)<br>直接50%             | 兼務<br>1名,<br>出向<br>3名,<br>転籍<br>2名 | 資産運<br>用の助<br>言 | 資産運用の<br>助言の顧問<br>料の受入 | 710,392      | 未収投資<br>助言報酬 | 190,149          |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## (2)子会社等

| 属性          | 会社等の名称                         | 住所                          | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容       |                   | 取引の<br>内容                    | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目       | 期末<br>残高<br>(千円) |
|-------------|--------------------------------|-----------------------------|------------------|-------------------|----------------------------|------------|-------------------|------------------------------|------------------|----------|------------------|
|             |                                |                             |                  |                   |                            | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係        |                              |                  |          |                  |
| 子<br>会<br>社 | DIAM<br>International<br>Ltd   | London<br>United<br>kingdom | 4,000<br>千GBP    | 資産の<br>運用         | (所有)<br>直接100%             | 兼務<br>2名   | 当社預<br>り資産<br>の運用 | 当社預り<br>資産の運<br>用の顧問<br>料の支払 | 646,432          | 未払<br>費用 | 172,736          |
|             | DIAM U.S.A.,<br>Inc.           | New York<br>U.S.A.          | 4,000<br>千USD    | 資産の<br>運用         | (所有)<br>直接100%             | 兼務<br>2名   | 当社預<br>り資産<br>の運用 | 当社預り<br>資産の運<br>用の顧問<br>料の支払 | 224,694          | 未払<br>費用 | 88,837           |
|             | DIAM<br>SINGAPORE<br>PTE. LTD. | Central<br>Singapore        | 700,000<br>千円    | 資産の<br>運用         | (所有)<br>直接100%             | -          | なし                | 増資の引<br>受                    | 300,000          | -        | -                |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

（注3）増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

## (3)兄弟会社等

| 属性                   | 会社等の名称                                     | 住所              | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容       |                              | 取引の<br>内容                    | 取引金額<br>(千円) | 科目        | 期末<br>残高<br>(千円) |
|----------------------|--------------------------------------------|-----------------|------------------|-------------------|----------------------------|------------|------------------------------|------------------------------|--------------|-----------|------------------|
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係                   |                              |              |           |                  |
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | 株式会社<br>みずほ銀行                              | 東京都<br>千代田<br>区 | 7,000<br>億円      | 銀行業               | -                          | -          | 当社設定<br>投資信託<br>の販売、<br>預金取引 | 投資信託の<br>販売代行手<br>数料         | 1,538,792    | 未払手<br>数料 | 108,444          |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 預金の預入<br>(純額)                | 112,401      | 現金・<br>預金 | 524,914          |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 受取利息                         | 156          | 未収<br>収益  | -                |
|                      | 株式会社<br>みずほコ<br>ーポレー<br>ト銀行                | 東京都<br>千代田<br>区 | 14,040<br>億円     | 銀行業               | -                          | -          | 当社設定<br>投資信託<br>の販売、<br>預金取引 | 投資信託の<br>販売代行手<br>数料         | 536,163      | 未払手<br>数料 | 89,649           |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 預金の引出<br>(純額)                | 1,524,876    | 現金・<br>預金 | 11,047,758       |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 受取利息                         | 7,802        | 未収<br>収益  | -                |
|                      | みずほ第<br>一フィナ<br>ンシャル<br>テクノロ<br>ジー株式<br>会社 | 東京都<br>千代田<br>区 | 2億円              | 金融<br>技術<br>研究等   | -                          | -          | 当社預り<br>資産の運<br>用            | 当社預り資<br>産の運用の<br>顧問料の支<br>払 | 198,967      | 未払<br>費用  | 94,085           |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 業務委託料<br>の支払                 | 17,740       | 未払<br>費用  | 21,598           |
|                      | 資産管理<br>サービス<br>信託銀行<br>株式会社               | 東京都<br>中央区      | 500<br>億円        | 資産管<br>理等         | -                          | -          | 当社信託<br>財産の運<br>用            | 信託元本の<br>追加<br>(純額)          | 5,500,000    | 金銭の<br>信託 | 5,967,344        |
|                      |                                            |                 |                  |                   |                            |            |                              | 信託報酬の<br>支払                  | 3,163        |           |                  |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

## （1株当たり情報）

| 第25期<br>（自 平成21年4月 1日<br>至 平成22年3月31日）                                                                              | 第26期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日）                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 849,916円62銭<br>1株当たり当期純利益金額 141,719円30銭<br>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。 | 1株当たり純資産額 964,903円60銭<br>1株当たり当期純利益金額 185,611円60銭<br>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。 |

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              | 第25期<br>（自 平成21年4月 1日<br>至 平成22年3月31日） | 第26期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益        | 3,401,263千円                            | 4,454,678千円                            |
| 普通株主に帰属しない金額 | -                                      | -                                      |
| 普通株式に係る当期純利益 | 3,401,263千円                            | 4,454,678千円                            |
| 期中平均株式数      | 24,000株                                | 24,000株                                |

## （重要な後発事象）

| 第25期<br>（自 平成21年4月 1日<br>至 平成22年3月31日） | 第26期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| _____                                  | _____                                  |

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更等

平成21年6月29日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・株券不発行に伴う対応および役付取締役（取締役会長職）追加に伴う変更

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社

- a . 名称

みずほ信託銀行株式会社

- b . 資本金の額

平成23年3月末日現在 247,303百万円

- c . 事業の内容

日本において信託銀行業務を営んでいます。

## (2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

（平成23年3月末現在）

| 名 称       | 資本金の額<br>(単位:百万円) | 事 業 の 内 容                        |
|-----------|-------------------|----------------------------------|
| スルガ銀行株式会社 | 30,043            | 日本において銀行業務を営んでおります。              |
| 株式会社SBI証券 | 47,937            | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| みずほ証券株式会社 | 125,167           | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 楽天証券株式会社  | 7,495             | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |

## (3)投資顧問会社

## a. 名称

DIAM International Ltd

## b. 資本金の額

平成22年12月末日現在 400万ポンド

## c. 事業の内容

イギリスにおいて投資顧問業務を営んでいます。

## (4)投資顧問会社

## a. 名称

インボックスアセットマネジメント

## b. 資本金の額

平成23年6月末日現在 1,155,824ポンド

## c. 事業の内容

イギリスにおいて投資顧問業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱いおよび販売
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

- (1) DIAM International Ltdは委託会社との投資一任契約に基づき、当ファンドの信託財産の一部運用指図等を行います。
- (2) インパックスアセットマネジメントはDIAM International Ltdとの投資顧問契約に基づき、当ファンドの信託財産の運用助言を行います。

### 3【資本関係】

委託会社は、DIAM International Ltdの株式について100%保有しています。

委託会社は、インパックスアセットマネジメントの株式について4.7%保有しています。

その他委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

### 第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間の間に、次の書類を提出いたしました。

| 書類名           | 提出年月日                 |
|---------------|-----------------------|
| 有価証券届出書       | 平成22年9月24日            |
| 有価証券報告書       | 平成22年9月24日            |
| 半期報告書         | 平成23年3月25日            |
| 有価証券届出書の訂正届出書 | 平成22年7月30日、平成23年3月25日 |

独立監査人の監査報告書

平成 2 3 年 8 月 1 0 日

D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 印  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和 田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M世界環境ビジネスファンドの平成22年6月26日から平成23年6月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M世界環境ビジネスファンドの平成23年6月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浅野 功 | 印 |
|--------------------|-------|------|---|

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 近藤 敏弘 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 2 2 年 8 月 1 1 日

D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 印  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和 田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M世界環境ビジネスファンドの平成 2 1 年 6 月 2 6 日から平成 2 2 年 6 月 2 5 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M世界環境ビジネスファンドの平成 2 2 年 6 月 2 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成 2 2 年 6 月 3 0 日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浅野 功 | 印 |
|--------------------|-------|------|---|

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 近藤 敏弘 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの第 2 5 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。